

朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績（下）

坂根 嘉弘

（受付 2018年5月30日）

目 次

はじめに

1. 官吏制度と吉田正廣官歴の概観
2. 生い立ち
3. 技手時代

以上、前号（『経済科学研究』21-1・2）

4. 釜山府書記時代
5. 朝鮮総督府属時代
6. 高等官（奏任官）時代
7. 鹿児島県庁時代

おわりに—吉田正廣家について—

以上、本号（『経済科学研究』22-1）

*「朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績（上）」と同様に、本稿でも、学术论文の慣例にしたがい、叙述対象人物についてはすべて敬称を略している。ご寛恕を乞いたい。

4. 釜山府書記時代

吉田正廣は、10歳の1906年（明治39）3月に羽月尋常高等小学校（尋常科4年制）を卒業している（羽月小学校創立百周年記念事業実行委員会 1976、附卒業者名簿、89）。当時は、尋常科4年と高等科4年という小学校制度だった。吉田はのちに中等教育機関（県立農学校）に進学しているので、尋常科卒業ののち高等科に進んだと思われる。高等科卒業後、鹿児島県立鹿屋農学校に入学、1915年（大正4）3月、19歳で鹿児島県立鹿屋農学校を卒業し、1917年（大正6）10月には、道勸業技手として、朝鮮にわたっている（朝鮮総督府殖産局1931）¹⁾。その後、人文地理学者・小田内通敏と朝鮮部落調査を行い、1925年（大正14）前後、何らかの理由で、一時期、朝鮮総督府及所属官署の現場から離れたと思われる。1925年（大正14）4月1日現在の『朝鮮総督府及所属官署職員録』（朝鮮総督府編纂 1925）にその

1) 本稿（上）では、朝鮮へ渡った時期を明確にしえない旨を記していたが（坂根 2018, 94, 98）、その後の調査で、羽月尋常高等小学校（尋常科4年制）を卒業した年度、鹿児島県立農学校を卒業した年度、道勸業技手となった年月が判明した。記して訂正したい。

名前を見出すことが出来ない。この間の事情を示唆する資料として、守屋栄夫^{さかお}文書（国文学研究資料館^{えいふ}）²⁾に残されている、吉田正廣が守屋栄夫に宛てた書簡3点・葉書2点がある。

守屋栄夫（1884-1973）は、宮城県出身・東京帝国大学卒の内務官僚で、1910年（明治43）10月に任官、1928年（昭和3）1月に高等官1等で内務省を退官後、弁護士、衆議院議員、塩釜市長を務めた。その間、1919年（大正8）8月から1924年（大正13）9月まで、朝鮮総督府で秘書課長兼参事官（高等官4等）、庶務部長事務取扱（高等官3等）、庶務部長（高等官2等）を命ぜられている。内務省から朝鮮総督府に転じたのは、水野練太郎政務総監（前内務大臣で斎藤実第3代朝鮮総督就任に伴う新政務総監）の強い誘いによるものであった³⁾。守屋は大物内務官僚の一人で、朝鮮総督府時代、いわゆる「文化政治」のもと、政友会系内務官僚の大御所・水野練太郎政務総監の片腕として辣腕をふるった（木村 2000；松田 2009）⁴⁾。

吉田正廣が大物内務官僚・守屋栄夫の知遇を得たのは、前述の小田内通敏の朝鮮部落調査で吉田がその実地調査の強力な補助者となったことによる。吉田は、京畿道技手との兼任として、庶務部調査課（1922年10月の組織改編で新設）の属官を命ぜられている（表1）。小田内の朝鮮部落調査の補助者となるためである。朝鮮部落調査時の庶務部長事務取扱・庶務部長は守屋であり、初代調査課長は有吉忠一新政務総監（水野の後任）の「直参」といわれた大西一郎（のち、横浜市長）であった（朝鮮総督府編纂 1923；1924；木村 2000, 275）。守屋は、秘書課長として多くの内務官僚を朝鮮総督府に入れた「水野人事」の中心人物であり（木村 2000；松田 2009）、庶務部長事務取扱就任以前から小田内の朝鮮部落調査に関与していた⁵⁾。松田利彦氏は守屋が朝鮮総督府在任中（1919年8月～1924年9月）の守屋日記に登場する書簡数や面会数を人物別に整理しているが、それによると、守屋は小田内通敏と6回面会し、32通の書簡を受け取っている（松田 2009, 147）⁶⁾。

-
- 2) 守屋栄夫文書については、『守屋栄夫文書目録』（国文学研究資料館調査収集事業部 2016；2017）を参照。
- 3) 以上、「（座談会）朝鮮統治秘話（二）」（水野他 1933）、『守屋栄夫日記』（守屋 2005）、「守屋栄夫文書目録 解題」（国文学研究資料館調査収集事業部編 2016）を参照。伝記的文献として、『守屋栄夫 人、思想、近業、』（庄司一郎 1928）がある。
- 4) 朝鮮総督府秘書課長であった守屋は、「総督府の人事と機密費の鍵を握る」といわれた（木村 2000, 273）。
- 5) 小田内通敏と朝鮮総督秘書官・守屋栄夫はともに、1921年（大正10）6月4日、旧慣及制度調査委員を命ぜられている（『朝鮮総督府官報』第2646号、1921年6月7日）。また、守屋栄夫文書の中に、小田内が水野政務総監宛に郵送した「朝鮮部落調査私案」「朝鮮部落調査予察概況」（1921年4月12日付）（整理番号 9-24-25）や1921年（大正10）10月25日付の小田内から守屋宛書簡同封の朝鮮部落調査踏査日程表（1921年10月～12月）（整理番号 5-29-12）が保存されている。
- 6) ただし、守屋日記の「信書」「往来」欄に記載されている「来信」「発信」「来訪」「往訪」の人名は、それに該当するすべての人名が記載されているわけではない。①「以下数通」「以下拾数通」などと略されている場合がままあること、②たとえば、吉田正廣から守屋栄夫宛の書簡3点・葉書

表 5 守屋栄夫と小田内通敏との往来

	小田内の 来訪	小田内からの 来信	小田内への 発信
1920年	1	3	
1921年	2	2	
1922年	2	19	
1924年		3	2
1925年			
1926年	1	1	
計	6	28	2

出典：『吾家之歴史』『当用日記』（国文学研究資料館守屋栄夫文書）。

注1) 日記の「信書」「往来」欄による。

2) 1923年（大正12）分の日記は欠けている。

表 5 は、坂根が守屋栄夫の日記から小田内との往来件数を数えたものである。日記が欠けている1923年（大正12）を除き1920年（大正9）1月から1926年（大正15）12月までで、小田内の守屋来訪が6回、小田内から守屋への手紙が28回、守屋から小田内への発信が2回となっている。特に、1922年（大正11）が多い。守屋日記からは手紙の内容は分からないが、1922年（大正11）は小田内が朝鮮部落調査を刊本としてまとめる時期にあっており、その打ち合わせの往来かと思われる。1922年（大正11）9月14日には、今和次郎の来訪の記録があり、これは今の朝鮮民家調査（1922年9月～10月）に関するものであったろう。吉田正廣は、守屋栄夫日記に5回登場する。1922年（大正11）4月15日の吉田の来訪、1922年（大正11）4月17日、1925年（大正14）9月17日、1926年（大正15）7月28日の吉田から守屋への手紙（来信）、1926年（大正15）4月1日の守屋から吉田への手紙（発信）である。その具体的な内容は不明であるが、1922年（大正11）ころのものは朝鮮部落調査に関するものであったと思われる。1925年（大正14）と1926年（大正15）の来信・発信は、おそらく後述の就職斡旋依頼とその結果に関連したものであろう。

さて、吉田正廣から守屋栄夫宛ての書簡が3通残されている。すべて墨書きの比較的長い手紙である。①1925年（大正14）11月10日付けの近況報告（病気で欠礼のお詫びを含む）（整理番号 85-10-69）、②1925年（大正14）11月14日付けの就職斡旋の依頼（整理番号 85-10-70）、③1925年（大正14）12月18日付けの年末の挨拶方々就職斡旋の再依頼（整理番号 85-10-39）、の3通である。差出人・吉田の住所はすべて鹿児島県伊佐郡羽月村で、守屋の

2点（後述）が「来信」に記載されていないこと、からそのように判断せざるを得ない。守屋の記憶や印象に強く残った「来信」「来訪」などの人名が、その日の日記に記されたと思われる。

住所は東京市龍野川町西ヶ原74番地である。守屋に就職斡旋の依頼をしていることから、吉田は1925年（大正14）ころに、何らかの理由で朝鮮総督府の現場から離れていたと思われる。その後、郷里の鹿児島県伊佐郡羽月村に帰省していたのであろう。①によると、1925年（大正14）9月末から流行性感冒に罹り、30日余りの横臥、高熱による昏睡状態の大患におちいったと近況報告をしている。その4日後の11月14日に就職斡旋の依頼状を守屋に送り（②の書簡）、ほぼ一か月後の12月18日に重ねて就職斡旋を願っている（③の書簡）。これらの書状では「小田内先生」（小田内通敏）のことがたびたび登場する。守屋と吉田をつなぐ共通人物が小田内であることを示すとともに、小田内と吉田が親しかったことをうかがわせる内容となっている。

小田内通敏は、1926年（大正15）2月下旬から九州の旅に出ている。小田内は、雑誌『東洋』に寄せた紀行文「武蔵野の一隅から」に、「二月末から四月にかけ、私は名古屋以西九州まで駆足旅行をやつた」（小田内 1926, 95）と記している。小田内は、その途上、鹿児島県伊佐郡羽月村の吉田正廣を訪ねたのである。1926年（大正15）3月10日朝、夜行で鹿児島に着いている。その折に守屋栄夫に宛てた葉書（整理番号 84-2-31）が残されている⁷⁾。そのなかで、小田内は吉田の就職斡旋を強く依頼している⁸⁾。『朝鮮総督府及所属官署職員録』によると、吉田は、翌年の1926年（大正15）5月1日までに釜山府書記となっている（表1）。釜山府書記の辞令は4月中か5月1日ではないかと思われる。それが守屋とどうかかわるかは確定できないが、1926年（大正15）6月1日消印の吉田から守屋宛て葉書（整理番号84-3-131）では、釜山府庁で都市の研究と彙報発行、社会事業の専任になる旨の赴任挨拶を書き送っている⁹⁾。

いずれにしても、吉田正廣は、少なくとも1926年（大正15）5月1日までは釜山府に新たな職を得た。吉田は釜山府吏員（府費支弁）の書記であった。1926年（大正15）5月1日

-
- 7) 消印に「鹿児島・羽月」とある1926年（大正15）3月10日消印の小田内・吉田連名の守屋宛て葉書である。その冒頭に、「夜行にてあさ鹿児島着」とある。なお、小田内は、鹿児島の感想を、「鹿児島から開聞嶽へと半島の旅、自動車の上からながら、揖宿以南は南国の香の殊に高い事を感じた。海岸にある納屋風の建物の工合何となく南洋の感がある。大島に永く往つたといふ同車の人に聞くとそれが同じだといふ裏書を得た。鹿児島の島津家の磯御殿の御庭の孟宗竹林とデートパーク、これ亦南国の趣を感じしめる」（小田内 1926, 96）と書いている。
- 8) この葉書で、小田内は守屋に「吉田君と会見、出京の熱望はげし。帰京の上詳しく申し上げたきも、どうぞ御願します」と記している。同じ葉書に、以下の吉田の添え書きがある。「小田内先生と思いがけない久し振りの対面で全く嬉れしふ御座います。色々忌憚ない先生の御話を承わりまして自分自身を知ることを一層深からしめます。同時に却つて自覚と感謝の念に緊張いたします」。
- 9) この葉書では、「謹啓。途中悄然として紛々な心にも占められましたか、漸く連絡船上の身となりまして意気も進み、愈々当地に参りました。早速登庁いたし拝職、事務の分掌を仰せつかりました。都市の研究と彙報発行、社会事業専任と云ふ事になりましたが、何れ委細は申上げさせていただきますこといたします。甚た畧儀で失礼とは存しましたけれ共、着任の御挨拶迄申上げます。恐懼」と記している。釜山府庁着任後、早い時期の挨拶状と見受けられる。

現在の釜山府職員をみると、^{ふいん}府尹¹⁰⁾・理事官各1名（ともに奏任官）以下総勢82名（うち嘱託4名）の陣容であった（朝鮮総督府編纂 1926, 271-272）。吉田は月俸70円の判任官待遇で、序列は中ぐらいにまで上がっている。釜山府は、慶尚南道の道庁所在地で、1925年（大正14）の人口は10.4万人（うち日本人4万人）、30万人の京城府に次ぎ、平壤府（11万人）と並ぶ大都市であった（坂本 2007, 53-54）。

前述のように、釜山府時代の吉田正廣については、坂本（2007）に言及がある。吉田は釜山府内務係の書記として、釜山府の広報誌『釜山』の編纂を担当していた。『釜山』は1926年（大正15）7月創刊の月刊広報誌で、菊版40頁ほどの冊子であった。同誌は口絵、巻頭言、主張、研究調査、公文、統計報告、雑報、編集後記からなり、総督府や釜山府の施策の周知、重要事項を広報するのが目的の冊子であった。吉田は、創刊号（1926年7月）から第2巻第9号（1927年9月）の編集担当者であり、奥付に発行人として名を残している（坂本 2007, 61-62）¹¹⁾。吉田は、1927年（昭和2）9月に本府属に転任しており、その直前まで釜山府広報誌『釜山』の編纂を担当していたことになる。

吉田正廣は、この釜山府広報誌『釜山』に、「調査研究」として下記の論稿を残している¹²⁾。

吉田正廣「内地人無産階級婦人と朝鮮婦人出産の社会的考察」『釜山』8, 1927年（昭和2）2月

吉田はこの論稿で、釜山府における朝鮮人の死産割合（19%）が内地人の死産割合（6%）に比べて3倍ほど高いことを示し、これは社会上の重大問題であり、ここに社会改良上の課題が存すると問題提起をしている。この喫緊の社会問題に対する改善策として「生理的適齢婚姻と科学的出産智識の普及」をあげている。つまり、慣習的な早婚の改善と助産婦の利用を促進するためにその施設を公設する（無料とする）ということを主張しているのである。

吉田がそれまでから取り組んでいた朝鮮農村調査とはやや趣を異にする論稿であったが、吉田の社会問題に対する強い関心を示す論稿といえよう。

10) 釜山府の長。

11) 坂本氏によると、『釜山』は、現在、釜山広域市立市民図書館にまとまって所蔵されている。吉田が編集したのは1926年（大正15）7月から1927年（昭和2）9月であるが、そのうち1926年（大正15）分（1926年7月～12月の6号分）を欠いている（坂本 2007, 81-84）。

12) この論稿は、坂本悠一氏からご恵贈いただいた。感謝を申し上げたい。なお、前述の吉田から守屋への赴任挨拶の葉書（整理番号 84-3-131）に記されていた「彙報発行」は広報誌『釜山』のことをさし、釜山府庁での都市研究の一つの成果がこの論稿をさしているであろう。

5. 朝鮮総督府属時代

(1) 朝鮮総督府による小作慣行調査

1927年（昭和2）9月、吉田正廣は、釜山府書記から朝鮮総督府殖産局農務課属へ転任となった（朝鮮総督府殖産局 1931；古庄 1934, 17）。吉田の勤務することになった朝鮮総督府庁舎（京城府，写真3）は、1926年（大正15年）10月に完成したばかりの新築建物であった（岩井 1926；無署名 1926b）¹³。その後、1932年（昭和7）5月に農林局が新設され、その後は農林局農務課属となる。属は判任文官で「上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス」る官吏（「朝鮮総督府地方官官制」），つまり判任文官で庶務に従事する者の総称であった（内閣印刷局編 1922, 644；氏家 2006, 71）。吉田の官吏人生でハイライトとなったのが、この朝鮮総督府属の時代である。吉田は、本府農務課に異動して以降、専任属官として小作関係事務に従事することになる。ただ、釜山府書記であった吉田が、どのような経緯で本府の小作関係事務の専任属官に抜擢されたのかは分からない。

朝鮮総督府による小作問題対策（小作慣行の調査と小作立法への動き）は、第1次斎藤実総督時代の1921年（大正10）から翌1922年（大正11）にかけて登場したことがあった。内



写真3 朝鮮総督府庁舎（京城府）

出典：郵便はがき（坂根嘉弘所蔵）

注：朝鮮総督府庁舎は景福宮の敷地内に1926年（大正15）に完成。1995年（平成7）に解体された。

13) 1916年（大正5）起工，1926年（大正15）度に完成（無署名 1926b）。当時アジア屈指の大建築物であったが、景福宮の正門・光化門を移転し、その跡地に景福宮を覆い隠すように立っていた。今和次郎は、1923年（大正12）朝鮮建築会の座談会で、建設途上にあったこの庁舎を、「総督府新庁舎は露骨すぎる」と批判している（富井 2001, 98）。

地での小作立法への動きと連動していた。その後、小作立法問題が再び表舞台に登場しはじめるのが、1926年（大正15）下半年期である。それをうけ、1927年（昭和2）から基礎作業として小作慣行調査が開始された（朴 1992, 41）。1930年（昭和5）には一斉に大規模な系統的小作慣行調査を実施した（塩田 1930a；坪井 1938, 18）。この小作慣行調査は、後述する朝鮮農地令（1934年4月11日公布、同年10月20日施行）の基礎作業となったものであり、この調査をもとに『朝鮮ノ小作慣行』上巻・下巻（朝鮮総督府 1932）の大著が作成された。これらを一手に引き受けたのが小作関係事務の専任属官となった吉田正廣だったのである。この間の朝鮮総督は、宇垣一成総督（臨時代理）、山梨半造総督、第2次斎藤実総督で、朝鮮農地令の公布・施行時は宇垣一成総督であった。1927年（昭和2）以降の8年間は、朝鮮総督府の基本施策として、本格的に小作慣行調査を進め、朝鮮農地令制定へ邁進していた時期だったのである。

朝鮮農地令制定に向けた小作関係事務について、奏任文官として主任事務官（つまり、吉田の直接の上官）となったのが殖産局農務課事務官（奏任官）の塩田正洪^{まきひろ}（1899年8月23日～1972年8月14日。岐阜県出身¹⁴⁾）であった¹⁵⁾（表6）。塩田は1924年（大正13）3月東京帝国大学法学部を卒業後、忠清北道内務部地方課属として清州に赴任した。見習い2年後の1926年（大正15）4月19日に高等官7等に叙せられ、警察官講習所教授、黄海道内務部学務課、忠清北道内務部地方課を経て、1928年（昭和3）8月8日に本府殖産局農務課の農政担当事務官を命じられた。ここで初めて吉田と出会うことになる。塩田はその時のことを次のように回想している。

小作慣行調査の仕事は、すでに私の拝命前に属吉田正広君が専任者として着々調査に関する万端の企画を進めており、併行的に文献史料の収集と研究に、また実地調査に着手していて、私の就任と共に府・面別照会要項を定めるなど、まことに周到な段取りが出来ていた。爾後のこれらの広汎多岐にわたる資料の理解・研究・分類などの困難な仕事も、吉田正広君の旺盛な研究心と、学究的調査能力と、頑健なからだがあったればこそ、集大成しえたものである。（塩田 1971, 1）

吉田は、塩田が本府農務課の農政担当事務官につく1年近く前に農務課に着任しており、その間に小作慣行調査の準備を着々と進めていたことが分かる。吉田が着任してから1年ほどの間、小作立法に向けての動きが確実に進んでいた。1928年（昭和3）2月には臨時小作

14) 東京府豊多摩郡千駄ヶ谷町（現、東京都渋谷区千駄ヶ谷）で岐阜県・楠真道の4男として生まれ、岐阜県揖斐郡大野村塩田武夫家の養子になっている（阿部 1935, 347；人事興信所 1941, シ13；辻 2005, 375）。

15) 朝鮮総督府殖産局農務課の事務分担表によると、農務課内の農政係の主任事務官が塩田正洪で、係員として属3名、技手1名、雇員3名、臨時雇員1名が配置されていた。農政係の分担事務は、農業法規、農業団体、農業統計、農業移民、農業経済、献穀、小作慣行調査であった。吉田の主担当は、農業法規と小作慣行調査である（朝鮮総督府殖産局 1932a）。

表6 朝鮮総督府高等官・塩田正洪の官歴

1925年4月1日	忠清北道内務部地方課属 6 (兼) 学務部勤務
1926年5月1日	警察官講習所教授 7等 (兼) 総督府属
1927年4月1日	黄海道内務部学務課理事官 7等8級 課長 視学官 従7
1928年4月1日	忠清北道内務部地方課理事官 7等7級 課長 従7
1929年4月1日	殖産局農務課事務官 6等9級 正7
1930年7月1日	殖産局農務課事務官 5等8級 正7
1931年7月1日	殖産局農務課事務官 5等7級 従6
1932年4月1日	殖産局農務課事務官 5等7級 従6
1933年4月1日	農林局林政課長 4等6級 (兼) 農務課長
1934年7月1日	農林局林政課長 4等6級 正6
1935年7月1日	文書課長 4等5級 正6
1936年7月1日	文書課長 3等5級 従5
1937年8月1日	江原道内務部長 3等4級 従5勲6
1938年8月1日	江原道内務部長 3等4級 従5勲6
1939年7月1日	殖産局鉱山課長 3等3級 従5勲6
1940年7月1日	殖産局鉱山課長 3等3級 従5勲6
1941年7月1日	殖産局鉱山課長 3等2級 正5勲5
1942年7月1日	企画部長 2等2級 正5勲4
1942年10月23日	農林局長 2等*
1943年12月1日	農商局長 2等*
1944年8月17日	鉱工局長 1等*
1945年8月15日	鉱工局長**
1945年9月14日	米軍政庁顧問**
1945年12月4日	帰還**

出典：朝鮮総督府（各年）『朝鮮総督府及所属官署職員録』

注：1) 「*」は、『朝鮮総督府官報』による。

2) 「**」は、辻（2005, 376）による。

3) 敗戦後、朝鮮総督府終戦事務処理本部整理部長、朝鮮関係残務整理事務所長、朝鮮引揚同胞世話会東京本部副会長、同和協会理事などを歴任（萩原 2002, 231）。

調査委員会（委員長・殖産局長池田秀雄¹⁶⁾、幹事・渡辺豊日子¹⁷⁾）が設置され、1928年（昭和3）2月8日の第1回会議以降同年5月までに18回の会議を開催し、5月19日小作慣行改善の答申書が山梨総督あてに提出されていた（無署名 1928；朝鮮総督府殖産局農務課 1931, 151-169）。塩田が農務課に着任したのは、ちょうどこの時期である¹⁸⁾（朝鮮農会 1928a, 57-58；塩田 1971, 1；朴 1992, 41）。塩田は、着任に際し、上官の渡辺豊日子農務課長か

16) 池田秀雄（1880-1954）は、佐賀県出身、東京帝国大学卒業後、内務官僚となり各県をまわる。広島県、宮城県の内務部長、秋田県知事ののち、1924年（大正13）12月朝鮮総督府殖産局長就任。1929年（昭和4）7月北海道庁長官となり1931年（昭和6）退官。1932年（昭和7）以降は衆議院議員（景山 2009, 450）。

17) 渡辺豊日子（1885-1970）は、熊本県出身、東京帝国大学卒業後、東京府属などを経て、1919年（大正8）朝鮮総督府内務局第一課長、同地方課長を務め、1922年（大正11）殖産局農務課長となる。1929年（昭和4）山林部長となり、その後、慶尚南道知事、学務局長を歴任し、1936年（昭和11）退官（阿部 1935, 34-35；李 2009, 286）。

18) 塩田は、1928年（昭和3）8月25日、臨時小作調査委員会幹事を命じられている。

ら、一般農政事務のほか小作慣行調査をはじめ、小作問題特に小作立法の研究をするようにと命じられている（塩田 1971, 1）。塩田はのちに局長・高等官 1 等（勅任官）にまで昇りつめる人物であり（表 6）、朝鮮総督府内では優秀な官僚として早くから名声が高かった¹⁹⁾。塩田とその塩田が学究調査能力の高さを認めた吉田がコンビを組んで、小作慣行調査・朝鮮農地令制定へと邁進したのである。

当時の小作慣行は、不定期・短期の小作期間、小作権移動の激しさ（小作人が短期間に入れ替わること）、しゃおん ヤルム（ビジネスとしての小作料徴収代理人）の一般的存在とその横暴（小作料の引き上げ、土地取り上げ＝小作権移動等）など多くの問題があり、それらが農事改良の進展を妨げていた²⁰⁾。朝鮮総督府の小作慣行改善事業では、これらの改革が目指されたのである。加えるに、当時、小作争議の数も増加していた。1920年（大正 9）～1922年（大正 11）頃には年間 20 数件であったものが、1927年（昭和 2）275件、1928年（昭和 3）1590件、1929年（昭和 4）423件、1930年（昭和 5）726件、1931年（昭和 6）676件と増加していた（朝鮮総督府農林局 1940, 5-7）。小作争議は、小作慣行の弊害、欠点に由来するとみられていたから、この点からも小作慣行是正が急務の施策とされたのである。

1928年（昭和 3）7月26日、臨時小作調査委員会の答申に基づいて「小作慣行ノ改善ニ関スル件通牒」が地方長官に通達された（朝鮮総督府政務総監通牒 1928）。その内容は、所有権移転に伴う小作権移動と小作料引き上げの禁止、小作期間を 3 年以上とすること、舎音の弊害是正など、明らかに小作慣行を小作人保護的に、小作人に有利に改善しようとするものであった。その後、1929年（昭和 4）からは各道に小作官（奏任官）、小作官補（判任官）が配置され、続いて、1933年（昭和 8）2月には朝鮮小作調停令が施行された（朝鮮農会 1928b, 85-87；朝鮮総督府殖産局農務課 1931, 169-173；朴 1992, 41など）。

（2）本府属時代の著作

さて、この時期、吉田正廣が記した著作が 3 点存在する²¹⁾。まず論稿は、下記の 2 篇であ

-
- 19) 塩田は、朝鮮総督府の行政官として高く評価されていた。1935年（昭和 10）刊行の『朝鮮功労者銘鑑』は塩田を、朝鮮農地令制定の最大の功労者で、「頭脳明晰、而も熱血漢」と評し（阿部 1935, 347）、『朝鮮行政』の「朝鮮官僚論」は、「現下半島の事務官群中に君臨する逸材、人物重厚」、農林畑「方面における半島の権威者、将来の農林局長として最も有力な候補者」などと評している（須麻 1937, 131）。なお、塩田の小作に関する当時の著作には、「朝鮮の小作問題」（塩田 1930b）「朝鮮の小作慣習」（塩田 1934e）、「朝鮮農地令の概要並に其の施行状況」（塩田 1937）がある。
- 20) 塩田には、舎音の弊害についての「舎音を廻る朝鮮の小作慣習」（塩田 1931）がある。
- 21) この 3 点以外に、学習院大学東洋文化研究所友邦文庫（朝鮮総督府資料など朝鮮関係資料文庫）には、塩田正洪・吉田正廣「打租法及執租法ノ法律的性質ニ関スル調査」（塩田・吉田 1932）が残されている。これは、1932年（昭和 7）3月の殖産局長渡辺忍宛の復命（調査書）である。のちに、塩田正洪『打租法及執租法の法律的性質に関する私見』（塩田、刊行年未詳）として公刊されているが、執筆は吉田と思われる。

る。吉田が32歳のころである。

吉田正廣「朝鮮の農村生活の研究」『朝鮮農会報』2(3), 1928年(昭和3)3月

吉田正廣「朝鮮に於ける小作農民の貧困に関する私考察」『朝鮮社会事業』6(9), 1928年(昭和3)9月

この2篇とも、吉田が本府農務課属に転任してから1年以内に書かれた論稿である。前者の掲載雑誌『朝鮮農会報』は、朝鮮農会令(1926年1月公布, 3月施行)による系統組織・朝鮮農会の機関誌で(無署名 1926a), 1927年(昭和2)4月から発刊された²²⁾。吉田が寄稿した号は翌1928年(昭和3)第2巻の3月号である。『朝鮮社会事業』は、朝鮮社会事業協会(1929年1月発足。前身は1921年4月発足の朝鮮社会事業研究会)が発行する植民地期朝鮮で唯一の社会事業月刊雑誌であった。朝鮮社会事業協会は、政務総監が会長を務める朝鮮総督府の外郭団体で、『朝鮮社会事業』(改題期を含め1923年5月~1944年1月に刊行)には、朝鮮総督、政務総監をはじめ、朝鮮総督府の官吏が多数執筆していた(慎 2000; 慎 2006)。

前者の吉田正廣「朝鮮の農村生活の研究」は、農民の生活と農民生活を支える村落を調査研究する際の方法を述べた論稿である。「農村を見る眼」を養うこと、つまり農民の実際の生活現場である農村に踏み入り、農民の社会生活、経済生活の基礎、変遷、動向、農民の待遇、伝統的風習、特質を質的側面からつぶさに調査することの重要性を主張している。この論稿であげている調査視点は具体的で、農村調査の経験を前提とした発言であることがわかる。吉田は、道技手・本府属兼任として、1920年(大正9)から1921年(大正10)にかけて小田内通敏の強力な補助者として朝鮮各地の農村調査に従事しており、これとは別途、自らも朝鮮農村調査を手掛けていた。吉田は「自分は曾つて京畿道内の村落について二十戸以上の村落の分布を調べたことがある」と述べている。この論稿でも、血縁村落(同族部落)が「朝鮮の農村社会の眼」であり「農村社会の核心」と述べており、同族部落研究の重要性を指摘している。このことは、1922年(大正11)の前掲「朝鮮の部落組織」(『京城日報』)における京畿道の同族部落への言及と符合している。当時の朝鮮農村調査論として、レベルの高い論稿と言える。

後者の吉田正廣「朝鮮に於ける小作農民の貧困に関する私考察」は、小作農民の生活が貧困であることの原因を、収入面と支出面から論じ、かつ農民が貧困でありながらその生活を維持している要因を幾つか指摘している。その貧困の理由を約言すれば、「無智」が農民を歴史的不幸に導いているとし、しかし彼らは「無智」ではあっても「愚鈍」ではないのであ

22) 『韓国中央農会報』は韓国中央農会(1905年設立)の機関誌として1906年(明治39)12月に創刊。1910年(明治43)の韓国併合により、組織名が朝鮮農会となり、機関誌名も『朝鮮農会報』と改称したが、巻数は継続した。朝鮮農会令(1926年3月施行)により任意団体の朝鮮農会が解散したため、『朝鮮農会報』は第22巻第3号(1927年3月号)で終刊した。新しい『朝鮮農会報』が1927年(昭和2)4月から第1巻第1号として発刊された(以上、辻 2005, 384, 453)。

り、「無智」の殻を破れば農民の生計は向上するであろうと述べている²³⁾。そのために小作農民の貧困に対して、適切なる施設、制度、政策の徹底的な施策が重要であることを強調しているのである。この主張が、のちに吉田が担うことになる朝鮮農地令や農村振興運動につながっていくことになるであろうことは見やすい。また、この論稿には資本主義的商品生産と農家の収入・支出との関連について論じた部分があり、吉田がすでに、資本主義経済論についての社会科学を学んでいたことをうかがわせる²⁴⁾。

さらに1930年（昭和5）9月に、吉田は小作慣行に関する次の著作をまとめている。

吉田正廣『朝鮮の小作慣行：時代と慣行』朝鮮農会，1930年（昭和5）9月
この著作の「序」には、朝鮮農会による次の序文がある。

本書は朝鮮総督府農務課に於て属吉田正廣をして編纂せしめたるものに係り、朝鮮に於ける小作慣行の歴史的変遷を知るに便であるから、材料の譲渡を受け、本会に於て之を上梓することとした。

本書は、「第一編 百年以前の小作慣行」、「第二編 併合前の小作慣行」、「第三編 併合後の小作慣行」の三編からなる512頁の大著である。内容は、『牧民心書』、『韓国土地農産調査報告書』、『小作農民に関する調査書』、『小作制度に関する旧慣及現況』などの先行文献から、小作に関する部分を抜き出し、編年別（明治37、38年頃の小作慣行など）・地域別（京畿道など）・項目別（小作の種類など）に編纂したものである。本書をみれば、1930年（昭和5）時点までの先行文献に記載された朝鮮の小作に関する記述を一望のもとに眺めることができる。1930年（昭和5）下半期から朝鮮全体で大規模に行う小作慣行調査の一環（準備）として刊行されたものである。

（3）朝鮮農地令の制定

小作立法への動きは、総督への小作慣行改善の答申後、比較的低調であったが、1931年（昭和6）6月の宇垣一成総督の着任で俄に積極的となった（塩田 1971, 2）。『昭和天皇実録』によれば、宇垣は、総督着任に際し天皇に謁見し、「第一に内地人と朝鮮人との融合一致を進めること、第二に朝鮮人の生活の向上に努めること」の2点を強調した（宮内庁 2016, 835）。前者がいわゆる「内鮮融和」で、後者が、「朝鮮人に適度にパンを与ふること」（宇垣 1970, 801）と『宇垣一成日記』に記され有名になったフレーズの部分である。宇垣は着任以降、朝鮮農民の生活向上をめざして、農村振興運動と、その前提としての小作立法を強力に推進

23) このような見方は、当時の朝鮮総督府官吏の朝鮮農民に対する一般的な認識であった。その批判的検討については、松本（1998, 169-176）を参照。

24) この論稿には、「資本主義的商品生産が彼等の生活に及ぼす支出の損失」という項に、40字の伏字がある。おそらく資本主義批判と受け止められる文章があったと思われる。

することになる²⁵⁾。それは恐慌下の農村貧困問題と深刻化しつつあった農村思想問題・社会主義運動への対応策でもあった。1932年（昭和7）7月に農林局を新設し、農業・農村に關する事務一切を掌ることにしたのも（朝鮮総督府 1935, 672）、宇垣の意気込みを示している。この機構改革により、吉田は殖産局農務課属から農林局農務課属となった。

農地令の起案者で、施行に至るまでの責任者＝奏任官は、塩田正洪である。塩田によると、宇垣総督、今井田清徳政務総監はともに、着任当初から小作立法には積極的だったという。今井田は1931年（昭和6）宇垣が総督に親任されるとすぐに、農務局長・渡邊忍²⁶⁾と小作専任事務官・塩田を呼び、小作事情の説明を求めるとともに、その席で小作立法起案を急ぐように指示を出している。また、宇垣は、1933年（昭和8）10月の小作令制定打合会議に熱心に参加し、専門委員の意見に耳を傾けると同時に、塩田を呼び、書付を以って小作立法の内容（小作期間は5年を下らないこと、舎音を嚴重に取り締まることなど5項目）を具体的に直接指示している（塩田 1971, 2-5）。さらに、小作立法に対する地主達の反対運動に屈してはならないと、塩田を励ましたという（塩田 1960, 271）²⁷⁾。

さて、農務課内では、小作立法の具体案は1929年（昭和4）から作成されていた。1929年（昭和4）6月10日付『小作令案（第一稿）』から始まり、1931年（昭和6）頃の『朝鮮小作令案（第二稿）』、1932年（昭和7）12月の『朝鮮小作令試案』を経て、1933年（昭和8）7月の『朝鮮小作令試案（農務課案）』をもって農務課内での成案を得た²⁸⁾。小作令起案のベースとなったのは、1928年（昭和3）7月の「小作慣行ノ改善ニ関スル件通牒」（前述）であった。農務課内の小作令審議経過のなかで、法案は次第に地主側に有利なものへと変化していったという（辻 2005, 389-396）。起案・審議の中心となったのは小作事務専任事務官・塩田であるが、当然、小作事務専任属官の吉田は起案の下作業にかかわっていた。吉田は、この間

-
- 25) 農村振興運動（1932-1940）とは、農家経済更生計画を樹立し、農民の自力更生によって農村振興（朝鮮農民の農業経営、教育、風教、生活の改善、消費節約、思想善導などすべての改善、改良）をはかり、農村指導者を養成し、農村組織化を進めて、農家・農村の安定化を図ろうというものであった（大西・李 1997, 244-249; 李 1999, 168-172など）。宇垣は、小作立法を農村振興運動の最重要前提条件と位置付けていた（塩田 1971, 90）。
- 26) 渡邊忍（1883-1955）は、新潟県出身、東京帝国大学法学部卒業後、福井県学務課長、神奈川県商工課長、忠清北道第一部長、全羅北道知事、京畿道知事、殖産局長兼山林部長などを経て、1932年（昭和7）7月新設された農林局長に就任。1935年（昭和10）退官後は東洋拓殖会社理事、朝鮮農地開發営団理事（阿部 1935, 65; 渡辺 2001, 314）。塩田正洪が「新潟の大地主の出」と述べているように（塩田 1971, 4）、新潟県岩船郡関谷村の400町歩地主であった渡邊三左衛門の一門出身（分家である渡邊善俊の嫡男）である（人事興信所 1941, 740; 農務局 1955, 752）。
- 27) 塩田は、「この反対運動は非常に猛烈で……特にしつこく来たのは熊本利平氏であった。熊本農場の持主だが、ああいう人に捻じ込まれて、私もだいぶん賢くなかった」と回想している（塩田 1960, 271）。
- 28) 農務課で作成された『小作令案（第一稿）』『朝鮮小作令案（第二稿）』『朝鮮小作令試案』『朝鮮小作令試案（農務課案）』の原本は、学習院大学東洋文化研究所友邦文庫に保存されている（文書番号は順に B237, B238, B282, B293）。

の事情を次のように記している。

朝鮮農地令は其の間に塩田林政課長²⁹⁾のあらゆる苦心の研究に依て其の骨子が組立てられた、けれ共其の成案を得ることに拍車をかけられたのは此の頃³⁰⁾からのことであつた、爾來幾度か稿を改められては審議が重ねられ、愈々昭和9年4月11日に至つて其の公布を見、続いて其の付属法規の發布を見るに至つたが、結局農地令及其の付属法規の立案や、審議説明に終始して下働きをさして戴いたのは私であつた。(吉田 1934, 20-21)

朝鮮小作令案は、農務課内で成案を得たのち、総督府における1933年(昭和8)10月24日-26日の小作令制定打合会議でほぼ原案通りに可決され(無署名 1933b)、東京の法制局審議にまわつた。この間、在朝日本人地主層の激しい反対運動や法制局での緩慢な審議の進行などもあつたが、朝鮮農地令は1934年(昭和9)4月11日の公布にこぎつけた³¹⁾(塩田 1971, 7; 宮田 1974, 33-57; 辻 2005, 395-396など)。

この間の吉田の役割について、総督官房審議室・安井誠一郎³²⁾は、当時、次のように述べている。

小作立法は内地に於ても非常に面倒なものとして草案の儘葬り去られて居る關係上、之が原案作成に至る迄の苦心は無論のこと、成案後実施に至る迄の間に於ても内外幾多の難礁があつたので、立法の準備に著手して以来実施を見るに至る迄には実に十年の長い歳月を費して居るのである。著者吉田君は此の間専ら調査立案の衝に当られて貴重なる資料を殆んど独りで整理提供せられ、中正にして妥当なる小作法制を半島に齎された、謂はば産みの親ともいふべき人である。／農地令の実現に付て私は最後の約一年間を吉田君と共に働いたのであるが、此の間半島の小作事情に関する同君の該博なる知識と、透徹した見識とには屢々感歎せざるを得ないものがあつた。(安井 1934, 13-14)

29) この文章が書かれたのは、1934年(昭和9)10月20日(朝鮮農地令施行日)である。塩田は1933年(昭和8)1月19日農林局林政課長を命ぜられており、1934年(昭和9)4月11日(朝鮮農地令公布日)まで農政課兼務であつた。

30) 「此の頃」は、1932年(昭和7)9月頃をさす。

31) 1934年(昭和9)4月6日の閣議決定で、小作令を農地令と名称変更した(萩原 2002, 231)。「内地の小作立法への刺激、および朝鮮の農業界の受ける印象などを考慮した」(塩田 1971, 7)、あるいは「小作立法は常識的に考へて尚早であるといふ感じと、小作令の名称自体が何か農村の階級意識に点火でもする嫌ひがあるとの感じ等が手伝つて」名称変更した(松村 1934, 18)とされている(松村松盛は内務官僚、朝鮮総督府官僚)。「朝鮮側は東京の宿で種々名称に就ても頭を痛め、農地貸借令農地令などと書いては消し、消ては書いて日を送つた」という(無署名 1937, 87)。なお、殖産局・農務局の「小作令制定進捗予定」では、1933年(昭和8)10月1日に小作令公布の予定だったので(朝鮮総督府殖産局 1932b, 朝鮮総督府農林局 1932)、半年ほど遅れたことになる。

32) 安井誠一郎(1891-1962)は東京帝国大学卒の内務官僚。同郷の宇垣総督に請われ総督秘書官となる。以後、京畿道知事、拓務省拓務局長など歴任。戦後は東京都知事、自由民主党の衆議院議員(阿部 1935, 37; 松園 2002, 302)。

安井は当時、総督官房審議室事務官（勅任官 2 等 2 級）であった（朝鮮総督府編纂 1934b, 5）。総督官房審議室首席事務官として、審議室事務官・岸勇一（5 等 6 級）³³⁾とともに、政府筋への諒解工作を命じられていた。今井田政務総監は東上し拓務省と折衝を開始し、安井は 1933 年（昭和 8）12 月から翌年 3 月にかけて、法制局及び法制局外の政府筋への諒解工作に奔走している。当時、在朝日本人地主の阻止運動は猛烈で、かつ内閣の空気も総督府には冷たく、かなり難航し苦勞したようである（小野 1934, 65；塩田 1971, 7）³⁴⁾。しかし、宇垣総督の小作立法制定に対する熱意・決意は強く、それに支えられ政府筋への諒解工作が進められていた（塩田 1960, 275-276）。文中にある「農地令の実現に付て私は最後の約一年間を吉田君と共に働いた」「内外幾多の難礁があつた」というのは、この法制局・政府筋への諒解工作とその折の苦難のことを念頭においたものである。この文章は吉田の著書に寄せた「序」であるので、リップサービスの点もあろうが、「此の間半島の小作事情に関する同君の該博なる知識と、透徹した見識とには屢々感歎せざるを得ないものがあつた」と、吉田への信頼は強い。

(4) 小作慣行調査と『朝鮮ノ小作慣行』

この朝鮮農地令の立法作業とともに、併行して小作慣行調査が進められていた。吉田正廣はそれに関して次のように述べている。

私は昭和 2 年 9 月以来当時農務課の事務官であつた現総督府林政課長塩田正洪氏と共に朝鮮の小作慣行調査に従事せしめられた³⁵⁾、そして其の間に小作に関する色々の報告もしたが昭和 7 年 9 月「朝鮮ノ小作慣行」なる報告書を提出し此の事業を完成した。（吉田 1934, 20）

塩田は吉田とコンビを組んで、小作令立法作業と併行して小作慣行調査を遂行したことが述べられている。小作慣行調査で中心になったのは、吉田であった。塩田はこの点について、小作慣行調査は、小作事務専任属官の吉田正廣が「独力の仕事」として遂行していたと述べている（塩田 1971, 1）。また、文中にある「其の間に小作に関する色々の報告もしたが」は、すでに紹介した本府属時代の 3 点の著作や調査復命をさしていると思われる。

-
- 33) 岸勇一（戦後、天理大学学長）は、戦後、「私は総督府に入つて主として審議室で法令関係の仕事をしていて。日本でいう法制局の仕事である」と述べている。朝鮮農地令の法制局審議については、「そして案が出来て、愈々東京に持つて行く時には地主の反対は一層猛烈になり、私達担任の者二人は夜逃げ同然、彼等に気付かれないようにして、夜こつそりと、その案を持つて東上した」（岸 1960, 7, 13）と回想している。「私達担当二人」とは、岸と塩田である（塩田 1960, 272-273；塩田 1971, 7）。
- 34) 当時の斎藤実内閣の文部大臣は鳩山一郎、拓務大臣は永井柳太郎であったが、その「鳩山さんが当時、反対運動の先頭に立っていた」（塩田 1960, 274）、「鳩山文相および永井拓相等が、反対の先鋒であった」（塩田 1971, 7）という。
- 35) 塩田が本府殖産局農務課の農政担当事務官を命ぜられたのは 1928 年（昭和 3）8 月 8 日であるから、実際には 1927 年（昭和 2）9 月吉田の農務課転任から 1 年後であった（前述）。

さて、小作慣行調査の作業は、㉞小作に関する先行文献・資料の収集、㉟実地の調査、㊱照会による調査の3つの方法で行われた。㉞については、1930年（昭和5）の段階で前掲『朝鮮の小作慣行（時代と慣行）』を刊行し、とりあえず目的を達していた。㉟の実地調査は、これを一般慣行調査と特種慣行調査に分けていた。1930年（昭和5）9月段階で、一般慣行調査はすでに7道で了しており、特種慣行調査については3道の火田地帯方面の調査を終えていた（塩田 1930, 19）。塩田は、私は吉田の「協力者として、特異の慣行のある地方に同行して実情に触れる機会を得ながら、小作令制定の準備を進めていた」と回想している（塩田 1971, 2）。

㊱の照会調査について画期となったのが、朝鮮全体かつ小作慣行全般を対象にした1930年（昭和5）5月から開始された照会調査である。この調査の最小単位は面府で、次の手順で上へと積み上げられていった。①面府では区域内の該当事項について実地調査を精密に実行して調査書を2通作成、②これを、面は郡島に、府は道に調査書を提出、③郡島では郡島自身による独自調査と提出された区域内の面の調査書とを精密に審議統合して調査書2通を作成し、面の調査書1通とともに道に提出、④道では各府郡島の調査書を精密に審査し、これに基づき統計一括せる調査書1通を作成し、各面府郡島の調査書1通宛とともに本府に提出、であった（市野澤 1930, 43-46；朝鮮総督府編纂 1932a, 付録1-3）。この調査のやり方は、内地での小作慣行調査（1921年）と同様である。調査書は1931年（昭和6）6月末までに本府に提出することになっており（塩田 1930, 19）、1930年（昭和5）5月から1931年（昭和6）6月まで1年2か月をかけた大規模な調査であった。この調査のために、道では府郡勸業担当者を招集し事務打ち合わせを行い、郡においても面調査従事員を集め講習打ち合わせを行っている（市野澤 1930, 45）。当然ながら、この小作慣行調査は、小作令制定にむけた作業工程の一環に組み込まれていた。

本府では、各道から送られてきた面府郡島道の調査書を専任属官の吉田正廣が受け取り、それらを整理するということになる。当時（1930年）の面府郡島道の数は、合計2711あった（朝鮮総督府編纂 1932, 1）。1冊でもかなり分厚い2711通の調査書を、内容を熟読・確認しつつ整理していくことになる。場合によっては、再照会・再調査が必要になった。気の遠くなるような膨大な作業だったはずである。それでも1932年（昭和7）9月頃までには整理を終えている³⁶⁾。1年余りでこの膨大な調査書を整理し、調査報告書にまとめたということになる。その成果が下記の書物である。

36) 『朝鮮ノ小作慣行』の「緒言」や前編など各編の「凡例」の年月が1932年（昭和7）9月となっており、印刷入稿前の原稿は1932年（昭和7）9月までに出来上がっていたと思われる。なお、殖産局・農務局の「小作令制定進捗予定」では、1932年（昭和7）中に「小作慣行調査書完成」の予定だったので（朝鮮総督府殖産局 1932b, 朝鮮総督府農林局 1932）、ほぼ予定通りの完成であった。

朝鮮総督府編纂『朝鮮ノ小作慣行』上巻, 朝鮮総督府, 1932年(昭和7)12月

朝鮮総督府編纂『朝鮮ノ小作慣行』下巻, 朝鮮総督府, 1932年(昭和7)12月

「緒言」は以下のように記している。

……而シテ其ノ昭和二年以降ノ調査資料ノ一部ハ各道, 府, 郡島, 面ヲシテ之ガ調査ニ当ラシメタルモ其ノ他ハ農林局農務課事務官塩田正洪, 属吉田正廣ヲシテ之ガ調査研究及資料ノ蒐集ニ当ラシメ, 以テ本書ノ編纂ヲ為サシメタルモノナリ(朝鮮総督府 1932a, 緒言)

このように, 小作専任事務官・塩田と小作専任属官・吉田の名が刻まれている。この『朝鮮ノ小作慣行』は, 上巻・下巻とも A4判で, 上巻1017頁, 下巻1193頁の大部の書物である。「前編 朝鮮ノ現行小作慣行」, 「後編 朝鮮ノ現行小作及管理契約證書」, 「続編 其ノ他小作ニ関スル重要事項」, 「参考編 従来ノ朝鮮ノ小作慣行調査資料」とからなる。前編が上巻, その他は下巻におさめられている。

「前編 朝鮮ノ現行小作慣行」(朝鮮総督府 1932a) が小作慣行調査のメインになる部分である。「第1 小作ニ関スル在来ノ用語」「第2 小作契約ノ締結」「第3 小作契約ノ期間」「第4 小作料」から始まり, 第19の「小作慣行ニ関スル慣行ノ改善ヲ要スル諸点, 理由及其ノ方策」で終わっている。この展開は, 内地の『大正10年小作慣行調査』(農林省農務局 1926) と同様の構成である。吉田が調査項目を立てる際に, 『大正10年小作慣行調査』を熟読・参照したことを示している。ただし, 分量は内地の調査書より, はるかに大部となっている。これは, 朝鮮の小作慣行が内地のそれよりも地域間差異が大きく, 多様であったからである³⁷⁾。

「後編 朝鮮ノ現行小作及管理契約證書」は小作證書についての内容紹介とその證書実例が豊富に掲載されている。「続編 其ノ他小作ニ関スル重要事項」は, 小作契約に関する特徴的な側面(不在地主の利弊など)を整理した部分である。「参考編 従来ノ朝鮮ノ小作慣行調査資料」は, 前掲の吉田正廣『朝鮮の小作慣行: 時代と慣行』(吉田 1930) の再録である。一部構成に手が加えられているのと, それ以降の資料として, 「水利組合ト小作慣行」「小作ノ概念及特殊小作慣行」が付加されている。後編以降の部分(朝鮮総督府 1932b) は, 内地の小作慣行調査では大きく取り上げられていなかった点であり, 朝鮮のその特徴である³⁸⁾。

37) 紙数の関係もあり, 朝鮮小作慣行の日本との比較分析には深入りしない。別稿を期したい。

38) 『朝鮮ノ小作慣行』刊行の広告が, 朝鮮総督府の広報誌『朝鮮』に掲載されている(無署名 1933a)。ちなみに, 『朝鮮ノ小作慣行』刊行の4年前, 善生永助(総督官房総務課嘱託)は『朝鮮の小作慣習』(善生 1929)を朝鮮総督府から刊行している。善生は生前, 農務課の小作慣行調査との関係について, 「全然関係なしです。「小作慣行」の方は農務課で大規模な実態調査をした結果をまとめたものです。私の方は主に文献で過去の慣習を調べ, それを直接きいて歩いた部分も少しありますが」と語っている(善生他 1963, 27)。農務課の塩田・吉田と総務課嘱託の善生とは, まったく別々に小作慣行調査を進めていたことになる。

(5) 『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』の上梓

本府農務課属・吉田正廣の名声を大きく上げたのは、次の著作の刊行であつたらう。

吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志會，1934年（昭和9）12月

本書は、朝鮮農地令及び小作慣行調査書の「産みの親ともいふべき人」（安井 1934, 13）であつた吉田正廣が、朝鮮農地令を事項（農地令の適用範囲など）ごとに、民法など関係法令と関連させながら解説したものである。最初の200頁が朝鮮農地令の解説に当たり、201～320頁は朝鮮の小作に関する諸法令及び府郡島小作委員会関係法規を資料として掲載している。朝鮮農地令は、舎音の取締り、最短小作期間3年の設定、賃借権に第三者對抗権の付与、小作権の相続、契約更新の義務化など地主抑制的な内容であつた。宇垣総督は、農地賃貸借権の確保による小作農の地位の安定、舎音制度の弊害の矯正、地主・小作人の対立的闘争の回避と事件の円満なる解決のための府郡島小作委員会についての規定であると朝鮮農地令の内容を説いていた（宇垣 1934a）。実際、朝鮮農地令は、1928年（昭和3）臨時小作調査委員会答申からの流れとして、小作人に有利な内容をもっていたのであり、かつ地主制約的に機能していた。近年の研究は、朝鮮農地令を、農業生産力増進と農民運動の抑制のための小作慣行の改善であつたという上記の宇垣総督の言に則した評価をくだしている（朴 1992, 54-59）。

さて、本書刊行の特徴は、2点ある。第1は、通常、法令の解説書や解説文を執筆するのは事務官（高等官）であるが、この朝鮮農地令については、属官（判任官）の吉田が大部の解説書を執筆していることである。もちろん、関係の事務官（高等官）は、朝鮮農地令について、他のメディアでも執筆してはいる。たとえば、農務局長・渡邊忍は、「朝鮮農地令の概要」を『朝鮮総督府官報』に掲載しているし（渡邊 1934a）³⁹⁾、塩田も「朝鮮農地令解説」を『朝鮮農会報』と『法律時報』に執筆している（塩田 1934a; 1934b; 1934c; 1934d; 1934f）。しかし、それらとは比べものにならないプレゼンスを吉田が示しているのである。そもそも属官（判任官）が事務官（奏任官）を差し置いて、法令の解説書を刊行すること自体が異例であつた。

第2は、吉田の著書に、吉田の上官に当たる朝鮮総督・宇垣一成、農林局長・渡邊忍、官房審議官・安井誠一郎、農政課長・古庄逸夫⁴⁰⁾の4人が序文を寄せていることである（宇垣 1934e; 渡邊 1934e; 安井 1934; 古庄 1934）。もちろん、朝鮮農地令に対する朝鮮総督府と

39) 渡邊忍「朝鮮農地令の概要」は、朝鮮総督府（1934a）、渡邊（1934b, 2-4）、渡邊（1934c, 6-15）、渡邊（1934d, 88-99）にも転載されている。朝鮮総督府（1934a）は、20頁の小冊子で、宇垣一成「朝鮮農地令公布に就て」と渡邊忍「朝鮮農地令の概要」が掲載されている（坂根所蔵）。

40) 古庄逸夫（1895-?）は、熊本県出身、1919年東京帝国大学卒業後、朝鮮総督府へ入る。塩田が1934年（昭和9）4月11日に農林局農政課長を免ぜられた後の農政課長。塩田に代わり吉田の上官となった。土地改良部土地改良課長、税務監督局長などを歴任。退官後は朝鮮中央無尽会社社長となり、戦後は昭和女子大学教授（阿部 1935, 338; 人事興信所 1941, フ103; 藤本・君島 2002, 347）。

しての熱意の表れではあるが、総督や局長など朝鮮総督府のトップの面々が属官の著書に序文を寄せたことは、かなり異例の事態であったといえる⁴¹⁾。これらのことは、吉田の朝鮮農地令制定に果たした役割の大きさや吉田の行政能力・学究能力の高さを、吉田の上官であった朝鮮総督府内高等官たちが認め高く評価していたということを示していると言えよう。

最後にこれらの「序」から吉田正廣に言及している部分を引用しておきたい。

吉田君は本府農政課に勤務し篤学の士にして、多年小作事務に従事し慣行の調査より法令の制定に至る迄終始之に関与したるを以て、其の説く所法の精神を離れず、理論及実際の調和を図りて克く条理を尽せり（渡邊 1934e, 8-9）

今日此の困難なる立法を大成して円満なる運用を見るに至つたことは吉田君の努力に負ふ所が頗る大きいものであり、又其れ丈に農地令の内容に付ては吉田君程詳細に体得理解して居る人はないといふても過言ではないと思ふ（安井 1934, 14）

同君は昭和二年九月本府農務課に入り、爾来専ら小作関係事務に従事し、本令立案に付ては当初より之に参画した極めて勤勉篤学の士であつて、本書は公務の余暇を割きて之が編纂を完成したのである（古庄 1934, 17）

6. 高等官（奏任官）時代

吉田は、1936年（昭和11）12月21日、高等官7等^{しょうじょ}に陞叙され、朝鮮総督府道小作官（黄海道内務部農務課勤務）に補職された。41歳の時である。

当時、判任文官から奏任文官への陞叙には、二つのルートがあった。第一は、1920年（大正9）の奏任文官特別任用令による判任文官から奏任文官への任用である。これは5年以上判任官以上の官に在職して行政事務に従事し、判任官5級俸以上の俸給を受けた者を高等試験委員の詮衡を経て任用できるようにしたものである。当時、「特進」と称されていた（下級判任官 1937, 208）。ただし、同令による奏任文官は76の官職に限られていた⁴²⁾。朝鮮総督

41) ただし、宇垣が寄せた「朝鮮農地令公布に就て」（宇垣 1934e）は、『朝鮮総督府官報』掲載の宇垣（1934a）の転載で、同論稿は朝鮮総督府（1934a）、宇垣（1934b）、宇垣（1934c）、宇垣（1934d）にも載せられている。また、朝鮮総督府刊行の『朝鮮小作関係法規集』（朝鮮総督府農林局 1934, 1-4）、『朝鮮農地関係例規集』（朝鮮総督府農林局 1938, 127-135）などの小作関係の刊本類にも掲載されている。

42) もっとも、これらの諸官が奏任文官特別任用令で初めて詮衡任用できるようになったわけではない。特別任用は、従来から個々の規定で不統一に行われていた。同令施行と同時に66の奏任文官についての特別任用令が廃止されたように、従来個々の規定で不統一に行われていた特別任用を一本にまとめたという意味を強く持っていた。かつ、特別任用が許容されたのは、奏任文官年俸表中の第2号表、第3号表の諸官であり、高等官4等以下（第2号表）、同5等以下（第3号表）を最高官等とする官に限られていた（和田 1955b, 40）。つまり、エリートコースである高等官3等まで昇ることができる（勅任官への可能性がある）第1号表（高文有資格者＝高等試験合格者）の諸官は除外されていたのである。

府でいうと、道警視、道理事官、府尹、府理事官、郡守、島司など20の官職に限定されていた。第二は、文官任用令第7条による技術官その他特別の學術技芸を要する文官を高等試験委員の詮衡を経て任用するというルートである。小作官は、この文官任用令第7条による詮衡任用の対象官職に含まれていた（和田 1956a, 40）。小作官は、前者の奏任文官特別任用令の対象官職ではなかったため、吉田は、この文官任用令第7条により奏任文官に昇ったと思われる。吉田の奏任文官への陞叙は、属官時代の小作慣行調査・朝鮮農地令制定への貢献が評価されたためであったことは明らかである。

吉田が補職された小作官は、「上官の命を承けて小作に関する事務を掌る」のが職務であった。小作官官制は1929年（昭和4）9月の朝鮮総督府地方官官制改定に基づいている。小作官（奏任官）・小作官補（判任官）は、まず小作争議が多く小作関係が複雑な地域から設置され、1929年（昭和4）に、小作官が5道に、小作官補が2道に設置された。小作官設置の5道に黄海道も含まれている。その後、朝鮮小作調停令と朝鮮農地令の施行を契機に全道へ拡大した（朴 1992, 46-50）。小作官は、黄海道では、内務部農務課に配置された。吉田の前任小作官は、^{ひさま}久間健一⁴³⁾であった（朝鮮総督府 1936, 443）。吉田は、すでに1933年（昭和8）から京畿道小作官補を兼任していた（表1）。小作官の具体的な仕事は、小作関係について調査研究をなすこと、地主・小作を善導し地主会・農会などの活動を勧奨して小作関係の維持改善をなすこと、小作条件の改定など当事者から依頼があれば適当なる判定を下すこと、道知事の任命する小作委員会の委員を詮衡すること、小作委員会に対し意見を開陳すること、争議が発生したときはその調停をなすこと、調停裁判所に対し意見を開陳すること、調停成立後の調停条項の履行を監視すること、であった（朝鮮総督府 1931）。

その後、吉田は、慶尚南道産業部農村振興課長などを経て、1940年（昭和15）2月13日に本府農林局農村振興課理事官⁴⁴⁾となっている（表1）。当時の農村振興課の課長は、かつて政府に対する朝鮮農地令諒解工作とともに奔走した岸勇一であった。同課には、古参嘱託（高給嘱託）として、農村振興運動で活躍していた^{やひろいくお}八尋生男⁴⁵⁾がいたし、すぐ後に『朝鮮の市

43) 久間健一（1902-1970）は、愛媛県出身、1923年（大正12）水原高等農林学校を卒業後、1926年（大正15）同校助教となるが、1930年（昭和5）に小作官補に転じた。1933年（昭和8）1月に忠清南道小作官（高等官7等）に昇り、その後、黄海道・京畿道の小作官を務める。1944年（昭和19）3月31日免官（高等官4等）。戦後は、佐賀県農地部長などを歴任（木村誠他 1995, 359；塩田 2005, 444など）。実務の傍ら研究者として多くの論稿・著書を発表。『朝鮮農業の近代的様相』（久間 1935）、『朝鮮農政の課題』（久間 1943）、『朝鮮農業経営地帯の研究』（久間 1950）は名著として、現在でも引用されることが多い。

44) 理事官は、有力な判任官が奏任官に昇った場合につくポストの一つで、退官前の最後のポストとなる場合が多かった。

45) 八尋生男は、1881年（明治14）福岡県生まれ、1907年（明治40）東京帝国大学農学部卒業後、熊本県技師などを経て、1911年（明治44）8月5日に朝鮮総督府技師（高等官6等。農商工部殖産局農務課勤務）。1931年（昭和6）12月21日免官（高等官1等）、1932年（昭和7）より朝鮮総督府嘱託。農村振興運動に尽力した（荒木 2016, 164）。

場』(文 1941)や『朝鮮農村団体史』(文 1942)を刊行することになる文定昌が属で勤務していた。文の『朝鮮の市場』には、東京帝国大学助教授・近藤康男、上官の朝鮮総督府農村振興課長・岸勇一が、『朝鮮農村団体史』には岸勇一が序文を寄せている。

ただ、残念ながら、奏任官時代の吉田の活動に関する資料は、見出すことが出来なかった。

7. 鹿児島県庁時代

吉田正廣は、1945年(昭和20)夏の敗戦まで、家族とともに京城で暮らしていた。家族4人は敗戦の夏に鹿児島県伊佐郡(正廣の実家)に引き揚げたが、正廣は少し遅れて帰国した(後述)。その時期は今のところ確定できない。正廣は1945年(昭和20)12月8日でちょうど50歳である。引き揚げ後、郷里の伊佐郡で農業を営んでいたと思われるが、1950年(昭和25)頃に鹿児島県の嘱託になっている。吉田正廣の戦後については、鹿児島県の職員(嘱託など)として吉田正廣が編さんにかかわった刊行物の「あとがき」「はしがき」の類から跡付けるしか、今のところ根拠資料がない。吉田の戦後については、これらを中心に、当時の鹿児島地域史の研究状況を踏まえながらみておきたい。

(1) 『鹿児島県農地改革史』の編さん事務局

吉田正廣が『鹿児島県職員録』に登場するのは、農地部農地管理課嘱託としてである(表7)。嘱託としての仕事は、『鹿児島県農地改革史』(鹿児島県 1954)の編纂事業であった。同編さん事業は、1949年(昭和24)にその議がもちあがり、1950年(昭和25)6月末に編

表7 『鹿児島県職員録』にみる吉田正廣の官歴

1950年(昭和25)	1月15日	(登載なし)
1952年(昭和27)	7月1日	農地部農地管理課嘱託(鹿児島郡谷山町)
1954年(昭和29)	6月1日	農地部農地開拓課嘱託(鹿児島郡谷山町)
1956年(昭和31)	7月15日	農政部農務課嘱託(兼)(鹿児島郡谷山町)
1957年(昭和32)	6月15日	農政部農務課主事補(兼)(鹿児島郡谷山町)
1958年(昭和33)	7月1日	農政部農務課主事補(兼)(谷山市)
1959年(昭和34)	8月	企画調査室主事補(谷山市)
1960年(昭和35)	8月	企画調査室主事補(谷山市)
1961年(昭和36)	8月	企画調査室臨時事務補佐員(鹿児島市下荒田町)
1962年(昭和37)	8月	企画調査室臨時事務補佐員(鹿児島市下荒田町)
1963年(昭和38)	8月以降	(登載なし)

出典：『鹿児島県職員録』。

注：鹿児島県立図書館所蔵の『鹿児島県職員録』による。1949年以前並びに1951年、1953年、1955年を欠いている。()内は居所。

さん委員会が発足した。編さん委員会には、岩片磯雄（九州大学農学部教授）⁴⁶⁾、山田龍雄（九州大学農学部助教授）、三浦虎六（鹿児島大学教授・農学部長）、服部満江（鹿児島大学農学部助教授）、中野哲二（鹿児島大学農学部講師）、田中茂穂（鹿児島県議会農政委員長）、久保田彦穂（椋鳩十、鹿児島県立図書館長）、赤路友蔵（鹿児島県農地委員）が名を連ねていた。そのなかで、吉田は編さん委員会の事務局の重責を担った（鹿児島県 1954, 1-2）。『鹿児島県農地改革史』は、1249頁に及ぶ大部なもので、吉田は、鹿児島県における農地改革の過程を跡付けた「後編 農地改革史」と農地改革関係の統計表や法規をまとめた「付録」を担当している（589～1249頁の661頁分を担当）。同書のほぼ半分を執筆したことになる。

『鹿児島県農地改革史』の刊行は1954年（昭和29）3月であるが（鹿児島県 1954, 奥付）、原稿は、鹿児島県知事・重成格の「序」（鹿児島県 1954, 1-2）や岩片磯雄の「序」（鹿児島県 1954, 3-5）によると、1953年（昭和28）5月には出来上がっていたと思われる。1950年（昭和25）6月の編さん委員会発足以来、3年弱の編さん期間であったことになる。吉田自身は次のように述べている。

最初から最後まで、私を焦燥にかりたてていた急速執筆の無言の制約であつた。県農地課が九州大学に依頼していた、この改革史編纂事業から、本編が切りはされて、自らの手で行うことになつてから、この一ケ年私は前編の執筆を追いかけ、昼夜を分たず専念して見たが、月日のたつのみが早く、十分な資料の咀嚼もおちついた思索も、又書きあげた草稿の心おきない反芻も、見送らざるを得なかつた。（鹿児島県 1954, 929）

ここには、⑦編さん期間が短く（吉田の言う「急速執筆の無言の制約」）、納得のいく執筆が出来なかつたこと、④基幹部分である「本編」（吉田が執筆した「後編 農地改革史」のこと）は吉田一人に任されたこと（九州大学の岩片と山田は、「前編」=江戸時代から太平洋戦争期までの執筆を担当したにとどまった）、⑤「本編」の調査・執筆とともに山田・岩片執筆部分の資料探索も担当したこと、が述べられている。これと並行して、『鹿児島県農地改革史資料』の刊行も進められており⁴⁷⁾、編さん事業の中核を担った吉田は極めて多忙であった。

その後の鹿児島地域史研究において、『鹿児島県農地改革史』は絶大な影響をもった。特に大きな貢献は、山田龍雄⁴⁸⁾が執筆した藩政期の分析である。薩摩藩は外城制度と門割制度と

46) 岩片磯雄（1909-1989）は、東京帝国大学農学部を卒業後、東京帝国大学助手、宇都宮高等農林学校教授を経て、1947年（昭和22）12月九州大学農学部教授となった。1972年（昭和47）3月退官。この間、福岡県、佐賀県、山口県など近隣諸県の農林関係行政委員を多数つとめている（岩片磯雄教授退官記念出版編集委員会 1973, 511）。

47) 『鹿児島県農地改革史資料』は「其の1」から「其の7」まで刊行された。それらには、芳即正校註『薩摩國谷山郷士名越家耕作萬之覺』（芳 1951）や大山彦一『鹿児島県熊毛郡種子ヶ島マキの研究』（大山 1952）など、その後の研究に大きな影響を与えることになる研究が含まれている。

48) 山田龍雄（1913-1986）は九州帝国大学農学部を卒業後、九州大学農学部講師・助教授・教授、下関市立大学学長を歴任。日本農学賞・読売農学賞を受賞（日外アソシエーツ株式会社編集 2004, ➤

いう特異な農村支配体制をしいていた。農地改革当時、門割制度についての先行研究は、小野武夫執筆の『旧鹿児島藩の門割制度』（農商務省農務局 1922）と『鹿児島県史』第2巻（鹿児島県 1940）があるのみで、薩摩藩農政史研究は大きく遅れていた。特に、在地資料（郷土文書や名頭文書）の発掘・検討や故老よりの聞き取り調査が不十分で、薩摩藩の記録による分析の段階にとどまっていたのである。『鹿児島県農地改革史』の貢献は、在地資料の発掘とそれによる門割制度の具体的な分析にあった。その在地資料の発掘を担当したのが、事務局の吉田正廣であった。

このように『鹿児島県農地改革史』は、戦後の薩摩藩農村分析にとって重要な礎石となり、戦後のすべて薩摩藩研究は、『鹿児島県農地改革史』を前提に開始されることになる。藩政期農業を執筆した九州大学の山田龍雄は、在地資料の発掘における吉田正廣の貢献を次のように述べている。

とにもかくにもこゝまでこぎつけたのは、岩片教授の不断の御鞭撻と吉田囑託の熱心な御援助の賜物であつて、深く御礼を申し上げたい。従来少いとされていた鹿児島藩民政史料をこれまで探していただいたのは吉田氏の御尽力によるところ多く、これを充分利用し得なかつたことを憾むのみである。（鹿児島県 1954, 281）

その後、山田龍雄は、この『鹿児島県農地改革史』での仕事をもとに、『門割組織の崩壊過程』（山田 1959）と『明治絶対主義の基礎過程——鹿児島藩の農業構造——』（山田 1962）を世に問うことになる⁴⁹⁾。両書には、当然ながら資料発掘者・提供者であった吉田正廣への謝辞が記されている。

(2) 『鹿児島県農民組織史』の出版

吉田正廣の戦後初めての単著は、『鹿児島県農民組織史』（吉田 1960）である。吉田は65歳になっていた。同書には、福元清輝（鹿児島県農政部長）、岩片磯雄（九州大学教授）、久保田彦穂（鹿児島県立図書館長）、有馬勝夫（鹿児島県農務課長）、淵村久典（鹿児島県農政部農産蚕糸課）、湯地信夫（鹿児島県農政部農務課）が「序」や推薦文を寄せている。

『鹿児島県農民組織史』は、「前編 藩政時代の農民組織「門と与（組）」」、「後編 明治以降の農民組織「小組合」」、「付録」（農事小組合の規約など資料）からなっている。同書の研

2651)。山田は、農学部卒業直後の1938年（昭和13）5月から1941年（昭和16）2月に農学部講師に就任するまでの間、朝鮮総督府全羅北道小作官補（判任官）に任官している。月俸70円（1938年8月1日現在、1939年7月1日現在）、判任官6級俸（1940年7月1日現在）である（朝鮮総督府 1938；朝鮮総督府 1939；朝鮮総督府 1940；山田 1977, 奥付）。吉田正廣も小作官補をつとめたことがある（表1, 表2参照）。

49) このほかに、『鹿児島県農地改革史』第1章、第2章をリライトした「鹿児島藩土地制度の研究」を『九州農業史研究』（山田 1977）の第一編におさめている。

究史上の意義は、鹿児島県における明治以降の農事小組合政策を論じた点にある。同書刊行の当時、明治以降の鹿児島県農事小組合についての先行研究は、『産業組合』誌に掲載された我妻東策「農家小組合の概念とその発生期の形態」（我妻 1938a; 1938b）がある程度で、本格的な分析が進んでいなかった。その後も同様の状況が続き、筆者が「鹿児島地方における農家小組合政策の展開」（坂根 1996, 第4章）を執筆した折には、先行研究として吉田の『鹿児島県農民組織史』を大いに参照した（坂根 1996, 130, 132, 133, 194）。

鹿児島県の農事小組合設立は、わが国における農家小組合政策の嚆矢として特筆される。鹿児島県の農家小組合は日清戦争後に県の指導で設立が開始され（大方の府県では1920年代に設立が進む）、その後急速に広がっていった。その設立の時期の早さとその拡がりの速さに特徴があった。日露戦後のころには、県下ほぼ全域に農家小組合が設立されていたのである。吉田の『鹿児島県農民組織史』は、このような状況を的確にとらえ、主に鹿児島県や鹿児島県農会が発行した刊本類をもとに、鹿児島県の農家小組合政策を詳細に跡付けた。ただ、残念なのは戦前の鹿児島県行政文書を使用できなかったことである。吉田は鹿児島県嘱託であり、鹿児島県行政文書にアクセスが可能であったが、その吉田がそれをなしていないのは、すでに鹿児島県行政文書が戦災（1945年鹿児島大空襲）で焼失してしまっていたためである（児玉 1991, 28）。鹿児島県行政文書の焼失は、今日にいたるまで、鹿児島地域史研究の最大のアポリアとなっている。

（3）『鹿児島県史』第5巻の編さん

鹿児島県は、鹿児島県教育会会長の大久保利武（大久保利通・三男）を顧問に、東京帝国大学名誉教授・黒板勝美を監修者として、『鹿児島県史』の編さん事業を1934年（昭和9）から始めた。その成果が、『鹿児島県史』第1巻（1939年刊。地理、神代から豊臣時代）、第2巻（1940年刊。江戸時代）、第3巻（1941年刊。幕末維新から明治10年）、第4巻（1943年刊。明治・大正・昭和）、別巻（1943年刊。補任表、諸氏系図、統計表、諸表）、『鹿児島県史年表』（1944年刊）として刊行された。この『鹿児島県史』は、その後の鹿児島地域史研究のゆるぎない礎石となった。

戦後、高度経済成長のさなか、1960年代に入ると、その続編の刊行の声が高まり、鹿児島県ではその準備を開始した。1963年（昭和38）11月25日に鹿児島県史編さん協議会が発足し、この協議会で事業計画を決定、監修者、編さん委員（執筆責任者）を選任した。監修者2人、編さん委員（執筆責任者）6人、執筆者17人の陣容であった。1964年度（昭和39）に資料調査、1965年度（昭和40）に資料調査・執筆、1966年度（昭和41）に監修・印刷と、比較的短期間に編さんが進められた。監修者の一人には、大久保利武の長男で歴史学者（国立国会図書館憲政資料室、立教大学教授）の大久保利謙としあきがついている（『南日本新聞』1963

年11月26日；鹿児島県 1967, あとがき)。『鹿児島県史』第5巻(鹿児島県 1967)は1967年(昭和42)3月に予定通り刊行された。対象時期は、1936年(昭和11)から1963年(昭和38)の28年間である。1936年(昭和11)からとなったのは、『鹿児島県史』第4巻(鹿児島県 1943)が1935年(昭和10)までの記述だったことによる。

吉田正廣は、6人の編さん委員(執筆責任者)の一人であった。肩書は、「県非常勤職員、日本学術会議会員」となっている。吉田の分担は、「衛生、福祉、戦争復員、引き揚げ、占領政策、復興、開発担当」である(『南日本新聞』1963年11月26日)。ただ、刊行物からは、吉田がどこを執筆したかは分からない。執筆分担と合わせて、事務局の役割を担ったと思われるが、具体的な活動状況は不明である。

『鹿児島県史』第5巻と同時に、1967年(昭和42)3月、『鹿児島県史年表』(鹿児島県 1967)が刊行されている。同書は、既刊『鹿児島県史年表』(鹿児島県 1944)の復刻に、それ以降(1963年まで)を付け加えた年表である。同書の鹿児島県知事・寺園勝志の「発刊にあたって」は、「本年表の編集にあたっては、吉田正広氏に資料の収集整理に多大の御苦勞を願ひ……」と記している。吉田は、『鹿児島県史』第5巻の編さん事業で、分担箇所の執筆・取り纏め、年表の作成並びに事務局の役割に従事したと思われる。

(4) 『鹿児島明治百年史年表』の刊行

『鹿児島県史年表』とは別途、吉田正廣は、1968年(昭和43)3月に、『鹿児島明治百年史年表』を自費出版(A5版400頁、定価550円)で刊行している。自費出版とはいえ、鹿児島県知事・金丸三郎が題字と「知事のことば」を寄せ、鹿児島県立図書館長の新納教義も「書によせて」を寄稿している。かなり公的な性格を帯びた出版であった。吉田は、1966年(昭和41)夏、『鹿児島県史』第5巻の編さんにたずさわっていた時に、この年表の作成を思い立ったという(『南日本新聞』1967年11月10日)。1966年(昭和41)夏から1年余りで完成させている。刊行時、吉田は72歳になっていた。

同書の刊行は、下記のように、鹿児島地方紙で報道された⁵⁰⁾。同書が刊行された1968年(昭和43)が明治百年であったことが関係していると思われる。

「流行歌まで取り入れ 明治百年史年表を編集」『南日本新聞』1967年11月10日

「特色ある鹿児島明治百年史 一老学究の手で近く出版」『鹿児島新報』1967年12月2日

「新刊紹介 読んで楽しい年代 「鹿児島明治百年史年表」」『鹿児島新報』1968年3月11日

新聞各紙は、この『鹿児島明治百年史年表』は、ペリーの来航から吉田茂元首相の死去までをとりあつかい、「世相をよく反映している身近な事件、出版、文芸、流行語、流行歌・歌

50) これらの新聞記事の切り抜きは、松尾宏子氏より提供をいただいた。



写真4 鹿児島県立博物館（旧鹿児島県立図書館）

出典：坂根嘉弘撮影（2018年3月）

注：当時の鹿児島県立図書館は、現在の鹿児島県立博物館（鹿児島市城山町1-1）にあった。鹿児島県立博物館は1981年に改装、開館。このあたりは、鶴丸城跡にあたる。

謡、その他各種の流行なども取り入れ、大衆性をもつ年表」で「ユニークな年表」と好意的に紹介している（『南日本新聞』1967年11月10日、『鹿児島新報』1967年12月2日）。吉田については、「県立図書館内にある県議会史編さん室勤務」と記している（『鹿児島新報』1967年12月2日）。鹿児島県立図書館は、現在の鹿児島県立博物館にあった（写真4）。

なお、『鹿児島明治百年史年表』の刊行を報じる新聞記事が写真5で、人物写真が執筆中の吉田正廣（71歳）である。

ところで、学習院大学東洋文化研究所の友邦文庫（朝鮮総督府資料など朝鮮関係資料文庫）に、この『鹿児島明治百年史年表』が所蔵されている。同書の表表紙の見開きに、「受贈 昭和四十三年十一月二十二日 塩田正洪殿」とボールペンで記されている。詳細は確認できないが、吉田が朝鮮総督府時代の上官であった塩田に同書を献呈したと思われる。塩田が友邦文庫にそれを寄贈したので、友邦文庫に同書が残ったのであろう⁵¹⁾。

戦後の塩田と吉田の交流がどのようなようであったかは分からないが、1959年（昭和34）、塩田は吉田について次のように述べている。1959年（昭和34）12月10日の財団法人友邦協会・朝鮮近代史料研究会第80回研究集会（於：東京丸の内、中央日韓協会会議室）で、塩田が「朝鮮農地令について：小作立法としての意義と制定のいきさつ」という講演を行ったが、その後の質疑の中での発言である。

51) 1972年（昭和47）12月刊行の『財団法人友邦協会・社団法人中央日韓協会保管 朝鮮関係文献・資料総目録2』（近藤 1972, 16）には、すでに『鹿児島明治百年史年表』が掲載されている。なお、塩田正洪は、1972年（昭和47）8月14日に死去している。



写真5 執筆中の吉田正広（1967年11月）
 出典：南日本新聞（1967年11月10日）

穂積⁵²⁾ 君の後任はどなたでしたか。
 塩田 古庄さん⁵³⁾です。農政課長でした。しかし、こういうこと（朝鮮小作関係法規並にその施行）を一番よく知っているのは、現在、鹿児島にいる吉田正広という人です。朝鮮の小作慣行の調査要項を作ったのもこの人です。上京された時に来て頂いて話してもらおうといい。
 穂積 今、何をされていますか。
 塩田 島津藩の農政史を編纂している。もう大部の年で僕よりも上だが、元気です。この人は最後迄総督府の小作官だったから数字のことなども見当がつくと思う。（塩田正洪 1971, 292。括弧内は坂根が補足）

52) 元朝鮮総督府官僚の穂積真六郎（1889-1970）。穂積は、東京帝国大学法科大学卒業後、京畿道財務部長、釜山税関長、本府会計課長、外事課長などを経て、1932年（昭和7）から1941年（昭和16）まで10年にわたり殖産局長をつとめた。退官後、朝鮮商工会議所会頭、京城電気株式会社社長などを経て敗戦を迎え、敗戦時には日本人引揚げのために京城日本人世話会を組織した。戦後は、参議院議員、財団法人友邦協会理事長、社団法人中央日韓協会副会長。父親は東京帝国大学教授・穂積陳重、母親は洪沢栄一の長女・歌子、長兄は東京帝国大学教授・穂積重遠。著書に『わが生涯を朝鮮に』（穂積 1971）がある（宮田 2000, 7-15）。

53) 古庄は塩田の後任の農政課長。注40を参照。

この研究集会が行われた当時、吉田は64歳、塩田は60歳で、両者は4歳違いであった。塩田は吉田について「島津藩の農政史を編纂している」とほぼ正確に述べているので、戦後も交流はあったと思われる。吉田が塩田に自著『鹿児島明治百年史年表』を送付しているのも、お互いの連絡先は知っていたのであろう。ただ、残念ながら、財団法人友邦協会・朝鮮近代史料研究会による吉田正廣への聞き取り調査は行われなかった。

（5）『鹿児島県議会史』の編さん

吉田正廣の最後の仕事になるのが、『鹿児島県議会史』の編さんであった。執筆者は、^{かんぼし}芳^{のりまさ}即正⁵⁴⁾と吉田の二人で、明治時代を芳が、大正・昭和時代（1968年まで）を吉田が担当した。監修は、『鹿児島県史』第5巻と同様、大久保利謙がつとめた。芳、吉田が執筆依頼を受けたのは、1967年（昭和42）と思われる。刊行計画は、1967年度（昭和42）は資料調査・収集、1968年度（昭和43）は補充調査・執筆、1969年度（昭和44）は監修・印刷配本であった。しかし、資料収集は予想以上に困難を極めたようである。1945年（昭和20）の鹿児島大空襲による県庁舎・県議事堂の焼失によって、県議会関係資料が灰燼に帰しており、会議録の収集にも事欠いたようである。そのため、刊行は1年遅れ、1971年（昭和46）3月となった（鹿児島県議会 1971a; 1971b; 1971c）。

『鹿児島県議会史』は、第1巻（鹿児島県議会編 1971a）、第2巻（鹿児島県議会編 1971b）、別巻（鹿児島県議会編 1971c）の構成で刊行された。第1巻（1376頁、図表18枚）が明治期、大正期、昭和戦前期を扱っており、第2巻（995頁）が戦後である。吉田は、大正期・昭和期が担当だったので、第1巻の半分と第2巻のすべてを執筆している。合計1600頁あまりにわたる執筆であった。加えるに、資料編である別巻（732頁）も吉田が編纂したものと思われ、これを加えると、この3、4年ほどの間に、膨大な量の資料調査・収集、本編の執筆、資料編の編さんの作業をこなしたことになる。すでに70歳を超えていた吉田にとって、大変な作業であったと思われる。

吉田正廣は、『鹿児島県議会史』刊行当時、75歳になっていた。すでに体力の限界を感じたのであろう。吉田は、『鹿児島県議会史』の刊行で仕事にも区切りがつき、翌年（1972年）春には広島市に引っ越し、家族と一緒に暮らすことを考えていたという。そのため、『鹿児島県議会史』刊行後、郷里・羽月村をはじめ鹿児島の旧知の人々に暇乞いの挨拶に回ったとの

54) 芳即正（1915-2012）は鹿児島県生まれ、1938年（昭和13）東京帝国大学文学部国史学科卒業後、鹿児島県内の高等学校教諭・校長を経て、1974年（昭和49）鹿児島県立図書館長兼維新史料編纂所長に就任。その後、鹿児島県立短期大学教授、鹿児島純心女子短期大学教授、尚古集成館館長などを歴任。鹿児島に関する多数の著作がある（鹿児島県 1995、執筆者紹介；日外アソシエーツ株式会社編集 1987、1609）。戦後における鹿児島地域史研究の第一人者である。

ことである⁵⁵⁾。

おわりに—吉田正廣家について—

吉田拓郎氏のインタビュー記事（重松 2010）によると、吉田正廣は、妻・朝子との間に4人の子供にめぐまれた。長女・恭子^{ゆきこ}、長男・哲郎、次女・宏子、次男・拓郎である。次女・宏子までは朝鮮で生まれたが、次男・拓郎は1946年（昭和21）鹿児島県伊佐郡の生まれである。長女と次女と次男がそれぞれ7つずつ離れている。長女と長男は1歳違いである。長女の恭子は小学校1年の折、病気により朝鮮で早世している。1933年（昭和8）生まれの長男・哲郎は、ラ・サール高等学校（鹿児島郡谷山町）卒業後、立教大学をへて、ジャズ・ピアニストとなった。次男・拓郎は、広島商科大学（現、広島修道大学）を経て⁵⁶⁾、「若者のカリスマ」と呼ばれた著名なミュージシャンとなった⁵⁷⁾。

吉田拓郎氏は吉田家の朝鮮での暮らしについて、「吉田家は確かに、朝鮮では下働きの人やお手伝いさんがいるようないい暮らしをしていたようです。ばあややじいやもいたと、兄貴はよく自慢話のように言っていましたからね」と語っている（重松 2010, 127）。ただ、引き揚げ後の暮らしは楽ではなかったらしい（重松 2010, 123）。戦後、妻・朝子は「お父さんの働きだけではとてもやっていけなくて…、わたしも働きに出ようと思ったんですよ」と語っている（山本 1975, 11）。朝子は栄養士や茶道師匠の資格をとり、家計を助けることになる（山本 1975, 19；重松 2010, 123）。

朝鮮・京城からの引き揚げは、1945年（昭和20）敗戦の夏に、朝子、長男・哲郎、次女・宏子、朝子の母親の4人が先に帰国し、正廣は遅れて帰国したとのことである。京城から鐵路（貨車）で釜山へ行き、釜山から興安丸で博多に渡った。引き上げ後は、正廣の郷里・鹿児島県伊佐郡の堂前家（正廣の実家）に落ち着いた⁵⁸⁾。

55) 松尾宏子氏よりの教示。

56) 吉田拓郎は、1965年（昭和40）4月に広島商科大学商学部入学、1年間の休学を挟んで1970年（昭和45）3月の卒業である。山本コウタロー『誰も知らなかったよだ拓郎』（山本 1975）は、この間の事情を詳述している。同書は、山本氏が一橋大学社会学部に提出した卒業論文をもとにリライトしたものである。時代背景を踏まえて記述しており、吉田拓郎論としてよく調査されている。なお、広島商科大学商学部では大崎富士夫（中国経済史）ゼミに所属していた（山本 1975, 81-160）。ゼミ教員・大崎は1921年（大正10）生まれ、広島文理大学（現、広島大学）卒業後、広島大学助手などを経て1954年（昭和29）修道短期大学助教授に就任。1993年（平成5）3月広島修道大学を定年退職。広島商科大学設立メンバーの一人である（大崎 1994）。

57) 以上、吉田拓郎氏のインタビュー記事（重松 2010, 123-127）をもとに、山本（1975, 10-44）並びに松尾宏子氏、針持和郎氏よりの教示で捕捉した。

58) 松尾宏子氏よりの教示。吉田拓郎氏は「一家は朝鮮の羅南というところで暮らしていたらしい」と述べているが（重松 2010, 123）、吉田家は京城で暮らしていた。羅南は母親が育ったところである（松尾宏子氏よりの教示）。

伊佐郡での生活の一端を示すと思われる記述が、吉田拓郎『気ままな絵日記』（吉田 1972）にある。

鹿児島の家は農家で、サトウキビ、とうもろこし、落花生といったものを作っていた。かなり大きな家で、二十畳なんていうバカでかい部屋があり、土蔵というのか倉というのか、そういうものもあった。その土蔵に寝起きしていたのだが、これがまた、ドデカイ土蔵で、十畳の部屋と、最近あまり見かけなくなった、やはり十畳ぐらいある土間があった。（吉田 1972, 22）

鹿児島に住んでいた頃の、ある時期、僕の家ではブタを飼っていた。「ブタ小屋へ入れるぞ！」何か悪いことをすると、親父はすぐこう怒鳴った。（吉田 1972, 23）

その後、吉田家は、次女・宏子の中学校入学に合わせ、1952年（昭和27）の春に、鹿児島郡谷山町（現、鹿児島市）に引っ越した。居所は谷山町立谷山小学校（現、鹿児島市谷山小学校）のそばで、道路を挟んで郵便局（現、鹿児島南郵便局）があった⁵⁹⁾。1952年（昭和27）7月1日現在の『鹿児島県職員録』によると、吉田正廣の住所は「谷山町上福元郵便局前東郷方」となっている。ただ、正廣は、『鹿児島県農地改革史』編纂事業のため、おそらく1950年（昭和25）6月ごろ（あるいは1950年6月から遠くない時期）には鹿児島県嘱託になっており、家族が引っ越す2年近く前には谷山町（あるいは鹿児島市）に居を移していたと思われる。

吉田家は、1955年（昭和30）春、正廣を鹿児島に残し、広島市へ引っ越すことになった（山本 1975, 19；重松 2010, 123-124）。次女・宏子の高等学校進学に合わせたものである⁶⁰⁾。同時に次男・拓郎は、谷山町立谷山小学校（2年）から広島市立皆実小学校（3年）へ転校した（山本 1975, 19；重松 2010, 123）。当時、吉田正廣は、『鹿児島県農地改革史』の編さん事業が一段落した時期にあっていた。この後、正廣は一人暮らしとなり、年に一、二度広島市に行き、家族と顔を合わせるという状況になる（吉田 1972, 88）。仕事の関係とはいえ、広島に来て一緒に暮らそうとしない父親・正廣に対し、宏子や拓郎は大いに不満であった。のちに、拓郎氏は父親に対し、「家庭人としても最悪だし、男としても尊敬できない」と述べることになる（重松 2010, 126）⁶¹⁾。

59) 松尾宏子氏よりの教示。

60) 松尾宏子氏よりの教示。

61) 山本コウタロー氏は、広島市立皆実小学校5年生の吉田拓郎日記（1958年1月）を借覧し、次の一節を紹介している。「一月九日（木）ほんとなら今日、父は鹿児島に帰ることになっていたが、「明日にのばす」といったのでほくは大喜びだ。／一月十日（金）いよいよ今日は父とおわかれだ。なんとなくさびしい思いがする。汽車が動きはじめると、ほくは悲しくて涙が出た。さようなら…。／一月二十日（月）父が鹿児島に帰ってから10日たつ。なんとなくさびしい。父も広島に来て仕事をすれば一緒に暮らせるのに…。どうしてだろう…。」。山本氏は「その頃の拓郎の日記には、はなればなれに暮らしている父への想いが、しばしば複雑な心の屈折をとりながら登場している」と評している（山本 1975, 28, 30）。

吉田拓郎氏は、父親・吉田正廣について、自著『気ままな絵日記』（吉田 1972）で次のように評している。

鹿児島県の県史編纂の仕事に没頭していた父は、西郷隆盛をひどく尊敬している鹿児島男児であった。最高のガンコ者であった。／常に正義派をめざす父と僕との関係は、“正義”と“悪”の対立のように、いつでも僕が悪にされ、どう反発しようと父は、自分をゆずらなかつた。（吉田 1972, 88-89）

1972年（昭和47）1月10日朝、吉田正廣は息を引き取った⁶²⁾。鹿児島県立図書館で執務中に倒れたという。死因は脳卒中であった（山本 1975, 30）。ほとんど図書館に寝泊まりするような状態だったらしい（田家 2009, 187）。山本コウタロー氏によると、「父は生前、仕事場で死ぬのでなければ腹を切つて死ぬ、と拓郎にもらしていた」という（山本 1975, 30）。最期を看取つたのは、針持和郎（針持健一郎・次男）であった。朝食でみんなが病室をあとにし、針持和郎のみが病室で付き添っていた。葬儀は、正廣の甥・針持健一郎が差配し、鹿児島市唐湊の針持家からだされた⁶³⁾。享年76歳。鹿児島から朝鮮へ、そして朝鮮から鹿児島へと波乱の人生であった。かつて朝鮮小作慣行調査や朝鮮農地令制定とともに奔走した上官・塩田正洪も、後を追うように同年8月14日鬼籍に入った。時代は確実に動いていた。次男・拓郎が「結婚しようよ」で大ブレイクをはたすのは、それからすぐ後のことであった。

最後にエピソードを一つ紹介しておきたい。次女・松尾宏子氏から借覧した『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』（吉田 1934）の裏表紙の見開きに、同書の裏表紙の中央にある紋章（写真6）について吉田正廣自身による解説が記されている。正廣は、これは「当時ノ家族員ヲ表示ス」としている。つまり、吉田の「Y」に、正廣の「M」、妻・朝子の「A」、長女・恭子の「Y」、長男・哲郎の「T」を組み合わせ、梅の図柄を加えたものであった。正廣の家族に対する強い思いを示しているといえよう。

* 本稿は、2017年度広島修道大学調査研究費並びにJSPS 科研費 JP17K03862による研究成果の一部である。本稿作成にあたっては、松尾宏子氏（吉田正廣氏・次女）並びに針持和郎先生（広島修道大学人文学部）には、様々な資料の提供をいただき、多くの教示をいただいた。また、針持先生を介して、堂前武門氏（吉田正廣氏・甥）からも資料の提供をいただいた。資料を収集するに際しては、国文学研究資料館、学習院大学東洋文化研究所ならびに坂本悠一氏にご高配を賜った。書簡の解説に際しては、飯塚一幸氏にご助力をいただいた。南日本新聞（1967年11月10日）記事の転載については、南日本新聞社に使用許諾をいただいた。以上、記して、お礼を申し上げる次第である。

62) 松尾宏子氏の教示による。山本コウタロー氏は、1973年（昭和48）1月10日としているが（山本 1975, 30）、間違いである。

63) 針持和郎氏・松尾宏子氏の教示による。

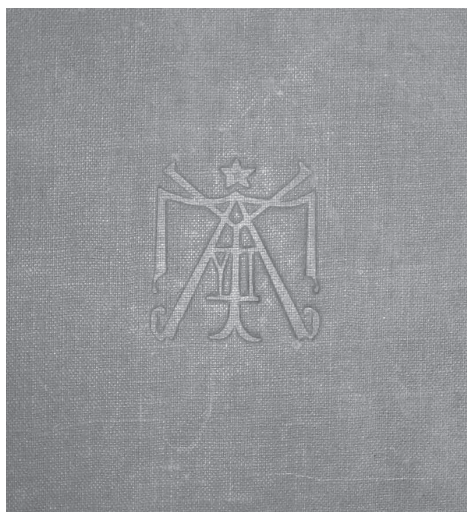


写真 6 紋章

出典：吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』（吉田 1934）の裏表紙

文 献

- 阿部薫編（1935）『朝鮮功労者銘鑑』民衆時論社朝鮮功労者銘鑑刊行会
荒木信子（2016）「八尋生男ら内鮮一丸の農村振興運動」『別冊正論』27
市野澤西之助（1930）「小作慣行調査に就て」『朝鮮農会報』4（5）
岩井長三郎（1926）「総督府新庁舎の計画及実施に就て」『朝鮮』131, 1926年4月
岩片磯雄教授退官記念出版編集委員会編（1973）『農業経営発展の理論』養賢堂
宇垣一成（1970）『宇垣一成日記』2（角田順校訂）みすず書房
宇垣一成（1934a）「朝鮮農地令公布に就て」『朝鮮総督府官報』2173, 1934年4月11日
宇垣一成（1934b）「朝鮮農地令公布に就て」『自力更生彙報』8, 1934年4月30日
宇垣一成（1934c）「朝鮮農地令公布に就て」『朝鮮農会報』8（5）
宇垣一成（1934d）「朝鮮農地令公布に就て」『朝鮮』228, 1934年5月号
宇垣一成（1934e）「朝鮮農地令公布に就て」吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志會
氏家康裕（2006）「旧日本軍における文官等の任用について」『防衛研究所紀要』8（2）
大崎富士夫（1994）「履歴と研究業績」『修道商学』34（2）
大西比呂志・李圭倍（1997）「昭和期の朝鮮総督府支配——宇垣一成を中心に——」『青丘学術論集』11
大山彦一（1952）『鹿児島県熊毛郡種子ヶ島マキの研究』鹿児島縣農地部農地課
小田内通敏（1926）「武蔵野の一隅から」『東洋』1926年7月
小野久太郎（1934）「小作人から観たる朝鮮小作令」『朝鮮農会報』8（1）
下級判任官（1937）「判任官の進路を開き鬱積せる空気を一新せよ」『朝鮮行政』1（1）
学習院大学東洋文化研究所編（2011）『友邦文庫目録』勁草書房
景山宣景（2009）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（10）朝鮮総督府林野調査委員会の事業」『東洋文化研究』11（1968年11月のテープ録音の復刻）
鹿児島県（1940）『鹿児島県史』第2巻, 鹿児島県
鹿児島県（1943）『鹿児島県史』第4巻, 鹿児島県
鹿児島県（1944）『鹿児島県史年表』鹿児島県

- 鹿児島県 (1954) 『鹿児島県農地改革史』 鹿児島県
 鹿児島県 (1967) 『鹿児島県史』 第5巻, 鹿児島県
 鹿児島県 (1967) 『鹿児島県史年表』 鹿児島県
 鹿児島県議会編 (1971a) 『鹿児島県議会史』 第1巻, 鹿児島県議会
 鹿児島県議会編 (1971b) 『鹿児島県議会史』 第2巻, 鹿児島県議会
 鹿児島県議会編 (1971c) 『鹿児島県議会史』 別巻, 鹿児島県議会
 鹿児島県 (1995) 『鹿児島県風土記』 旺文社
 芳即正校註 (1951) 『薩摩國谷山郷士名越家耕作萬之覺』 鹿児島縣農地部農地課
 岸勇一 (1960) 「在鮮二十年の思い出」 『朝鮮近代史料研究集成』 2
 木村健二 (2000) 「朝鮮総督府経済官僚の人事と政策」 波形昭一・堀越芳昭編著 『近代日本の経済官僚』 日本経済評論社
 木村誠他 (1995) 『朝鮮人物事典』 大和書房
 宮内庁 (2016) 『昭和天皇実録』 第5, 東京書籍
 国文学研究資料館調査収集事業部編 (2016) 『史料目録第103集 守屋栄夫文書目録 (その1)』 人間文化研究機構国文学研究資料館
 国文学研究資料館調査収集事業部編 (2017) 『史料目録第104集 守屋栄夫文書目録 (その2・完)』 人間文化研究機構国文学研究資料館
 児玉幸多 (1991) 「近世史研究と私 (上)」 『日本歴史』 512
 近藤藪一編 (1972) 『財団法人友邦協会・社団法人中央日韓協会保管 朝鮮関係文献・資料総目録2』 友邦協会
 坂根嘉弘 (1996) 『分割相続と農村社会』 九州大学出版会
 坂根嘉弘 (2018) 「朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績 (上)」 『経済科学研究』 21 (1・2)
 坂本悠一 (2007) 「1920年代後半における釜山府政: 広報誌『釜山』に見るその動向」 坂本悠一・木村健二 『近代植民地都市釜山』 桜井書店
 塩田正洪 (1930a) 「小作慣行調査に就て面調査担任者に望む」 『朝鮮農会報』 4 (10)
 塩田正洪 (1930b) 「朝鮮の小作問題」 『朝鮮』 187, 1930年12月
 塩田正洪 (1931) 「舎音を廻る朝鮮の小作慣習」 『東洋』 1931年5月
 塩田正洪・吉田正廣 (1932) 「昭和7年3月 打租法及執租法の法律的性質ニ関スル調査」 学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 B308
 塩田正洪 (1934a) 「朝鮮農地令解説 (1)」 『朝鮮農会報』 8 (5)
 塩田正洪 (1934b) 「朝鮮農地令解説 (2)」 『朝鮮農会報』 8 (6)
 塩田正洪 (1934c) 「朝鮮農地令解説 (3)」 『朝鮮農会報』 8 (7)
 塩田正洪 (1934d) 「朝鮮農地令解説 (4)」 『朝鮮農会報』 8 (8)
 塩田正洪 (1934e) 「朝鮮の小作慣習」 『社会事業講習会講演録』 朝鮮社会事業協会
 塩田正洪 (1934f) 「朝鮮農地令解説」 『法律時報』 6 (7), 1934年9月
 塩田正洪 (1937) 「朝鮮農地令の概要並に其の施行状況」 『朝鮮農会報』 27 (6)
 塩田正洪 (1960) 「朝鮮農地令について: 小作立法としての意義と制定のいきさつ」 『朝鮮近代史料研究集成』 3
 塩田正洪 (1971) 『朝鮮農地令とその制定に至る諸問題』 (友邦シリーズ第17号) 友邦協会
 塩田正洪 (2005) 「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録 (6) 朝鮮総督府時代の農政について」 『東洋文化研究』 7 (1963年4月のテープ録音の復刻)
 塩田正洪 (刊行年未詳) 『打租法及執租法の法律的性質に関する私見』
 重松清 (2010) 「ダイアログ2010ロングインタビュー吉田拓郎 家族・時代・仕事をめぐる対話」 『すばる』 32 (3)
 庄司一郎 (1928) 『守屋栄夫 人, 思想, 近業,』 北日本書房
 愼英弘 (2000) 「朝鮮社会事業研究会の性格に関する一考察」 『花園大学社会福祉学部研究紀要』 8
 愼英弘 (2006) 「朝鮮社会事業研究会と朝鮮社会事業協会の設立」 『戦前・戦中期アジア研究資料4 雑誌「朝鮮社会事業」別冊 [解説]』 近現代資料刊行会
 人事興信所 (1941) 『第十三版人事興信録』 人事興信所
 須麻守人 (1937) 「朝鮮官僚論」 『朝鮮行政』 1 (8)
 善生永助 (1929) 『朝鮮の小作慣習』 (調査資料第26輯) 朝鮮総督府
 善生永助・安藤彦太郎・小沢有作・旗田巍・宮田節子 (1963) 「連続シンポジウム 日本における朝鮮研究の

- 蓄積をどう継承するか第5回 朝鮮総督府の調査事業について』『朝鮮研究月報』13
 田家秀樹（2009）『小説吉田拓郎いつも見ていた広島ダウタウンズ物語』小学館
 朝鮮総督府（1931）『小作立法及之に伴フ各種機関設置ノ理由』学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 B301
 朝鮮総督府殖産局（1931）『職員略歴』学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 M1-94
 朝鮮総督府殖産局農務課（1931）『朝鮮ニ於ケル小作ニ関スル法令』朝鮮総督府
 朝鮮総督府殖産局（1932a）『農林関係事務分担表』学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 M1-102
 朝鮮総督府殖産局（1932b）『小作令制定関係書類』学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 B283
 朝鮮総督府政務総監通牒（1928）「昭和3年7月 小作慣行の改善に関する件」学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 B288
 朝鮮総督府農林局（1932）『小作関係調書』学習院大学東洋文化研究所友邦文庫 B299
 朝鮮総督府農林局（1934）『朝鮮小作関係法規集』朝鮮総督府
 朝鮮総督府農林局（1938）『朝鮮農地関係例規集』朝鮮総督府
 朝鮮総督府農林局（1940）『朝鮮農地年報（第1輯）』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1923）『大正12年4月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1924）『大正13年4月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1925）『大正14年4月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1926）『大正15年5月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1932）『昭和5年朝鮮総督府統計年報』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1932a）『朝鮮ノ小作慣行』上巻，朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1932b）『朝鮮ノ小作慣行』下巻，朝鮮総督府
 朝鮮総督府（1934a）『朝鮮農地令公布に就て』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1934b）『昭和9年7月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1935）『昭和10年7月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1936）『昭和11年7月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1938）『昭和13年8月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1939）『昭和14年7月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮総督府編纂（1940）『昭和15年7月1日現在朝鮮総督府及所属官署職員録』朝鮮総督府
 朝鮮農会（1928a）「農界時事」『朝鮮農会報』2（3）
 朝鮮農会（1928b）「農界時事」『朝鮮農会報』2（9）
 辻弘範（2005）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（6）解説 朝鮮総督府時代の農政」『東洋文化研究』7
 坪井幸生（1938）「農地調整法と朝鮮農地令（上）」『朝鮮行政』2（7）
 富井正憲（2001）「建築家たちの夢と挫折② [朝鮮半島] 今和次郎——朝鮮半島の旅」『月刊しにか』12（5）
 内閣印刷局編（1922）『大正11年7月1日現在 職員録』印刷局
 日外アソシエーツ株式会社編纂（1987）『現代日本人名録 上』日外アソシエーツ株式会社
 日外アソシエーツ株式会社編纂（2004）『20世紀日本人名事典 そ〜わ』日外アソシエーツ株式会社
 農商務省農務局編（1922）『旧鹿児島藩の門割制度』帝国農会
 農務局（1955）「大正十三年六月調査 五十町歩以上ノ大地主」農業発達史調査会編『日本農業発達史』7，中央公論社
 農林省農務局（1926）『大正十年小作慣行調査』大日本農会（農地制度資料集成編纂委員会（1970）『農地制度資料集成』第1巻，御茶の水書房に所収）
 萩原彦三（2002）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（3） 朝鮮総督府の法制について」『東洋文化研究』4（1962年11月のテープ録音の復刻）
 朴ソプ（1992）「植民地朝鮮における小作関係政策の展開：「朝鮮農地令」を中心として」『日本史研究』353（のち，朴ソプ（1995）『1930年代朝鮮における農業と農村社会』未来社に所収）
 羽月小学校創立百周年記念事業実行委員会編（1976）『創立100周年記念誌』羽月小学校創立百周年記念事業実行委員会
 久間健一（1935）『朝鮮農業の近代的様相』西ヶ原刊行会
 久間健一（1943）『朝鮮農政の課題』成美堂書店
 久間健一（1950）『朝鮮農業経営地帯の研究』農林省農業総合研究所
 藤本修三・君島一郎（2002）「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録（3） 朴重陽」『東洋文化研究』4（1969

年12月のテープ録音の復刻)

- 古庄逸夫 (1934) 「序」吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志会
 文定昌 (1941) 『朝鮮の市場』日本評論社
 文定昌 (1942) 『朝鮮農村団体史』日本評論社
 穂積真六郎 (1971) 『わが生涯を朝鮮に』財団法人友邦協会
 松園俊太郎 (2002) 「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録 (3) 歴代の朝鮮総督と政務総監——側近者の秘話第一講」『東洋文化研究』4 (1970年5月のテープ録音の復刻)
 松田利彦 (2009) 「朝鮮総督府官僚守屋栄夫と「文化政治」——守屋日記を中心に——」松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣出版
 松村松盛 (1934) 「朝鮮小作令問題をめぐりて」『東洋』1934年3月
 松本武祝 (1998) 『植民地権力と朝鮮農民』社会評論社
 水野練太郎・赤池濃・丸山鶴吉・千葉了・守屋栄夫・白上佑吉・篠原英太郎・松村松盛・山上昶 (1933) 「(座談会) 朝鮮統治秘話 (二)」『東洋』1933年3月
 宮田節子 (1974) 「「朝鮮農地令」——その虚像と実像——」『季刊現代史』5
 宮田節子 (2000) 「穂積真六郎先生と「録音記録」」『東洋文化研究』2
 守屋孝彦 (2005) 『守屋栄夫日記』私家版
 安井誠一郎 (1934) 「序」吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志会
 山田龍雄 (1959) 『門割組織の崩壊過程』農林省農業総合研究所
 山田龍雄 (1962) 『明治絶対主義の基礎過程——鹿児島藩の農業構造——』御茶の水書房
 山田龍雄 (1977) 『九州農業史研究』農山漁村文化協会
 山本コウタロー (1975) 『誰も知らなかったよしだ拓郎』八曜社
 吉田拓郎 (1972) 『気ままな絵日記』立風書房
 吉田正廣 (1927) 「内地人無産階級婦人と朝鮮婦人出産の社会的考察」『釜山』8, 1927年2月
 吉田正廣 (1928) 「朝鮮の農村生活の研究」『朝鮮農会報』2 (3), 1928年3月
 吉田正廣 (1928) 「朝鮮に於ける小作農民の貧困に関する私考察」『朝鮮社会事業』6 (9), 1928年9月
 吉田正廣 (1930) 『朝鮮の小作慣行：時代と慣行』朝鮮農会
 吉田正廣 (1934) 『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志会
 吉田正廣 (1960) 『鹿児島県農民組織史』鹿児島県教員互助会印刷部
 吉田正廣 (1968) 『鹿児島明治百年史年表』鹿児島県教員互助会印刷部
 李宇衍 (2009) 「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録 (10) 解説 朝鮮の山林政策」『東洋文化研究』11
 李淳衡 (1999) 「植民地工業化論と宇垣一成総督の政策」堀真清『宇垣一成とその時代：大正・昭和前期の軍部・政党・官僚』新評社
 我妻東策 (1938a) 「農家小組合の概念とその発生期の形態 (一)」『産業組合』390
 我妻東策 (1938b) 「農家小組合の概念とその発生期の形態 (完)」『産業組合』391
 渡邊忍 (1934a) 「朝鮮農地令の概要」『朝鮮総督府官報』2173, 1934年4月11日
 渡邊忍 (1934b) 「朝鮮農地令の概要」『自力更生彙報』8, 1934年4月30日
 渡邊忍 (1934c) 「朝鮮農地令の概要」『朝鮮農会報』8 (5)
 渡邊忍 (1934d) 「朝鮮農地令の概要」『朝鮮』228, 1934年5月号
 渡邊忍 (1934e) 「序」吉田正廣『朝鮮に於ける小作に関する基本法規の解説』朝鮮農政研究同志会
 渡辺豊日子 (2001) 「未公開資料朝鮮総督府関係者録音記録 (2) 満洲における朝鮮人問題」『東洋文化研究』3 (1962年10月のテープ録音の復刻)
 和田善一 (1955a) 「文官詮衡制度の変遷 (Ⅱ) ——文官試験試補及見習規則施行時代——」『試験研究』12
 和田善一 (1955b) 「文官詮衡制度の変遷 (Ⅳ) ——文官任用令施行時代 中——」『試験研究』14
 無署名 (1926a) 「(彙報) 朝鮮農会令の発布に就て」『朝鮮』131, 1926年4月
 無署名 (1926b) 「(彙報) 総督府新庁舎落成式」『朝鮮』138, 1926年11月
 無署名 (1928) 「(彙報) 臨時小作調査委員会」『朝鮮』154, 1928年3月
 無署名 (1933a) 「(彙報) 「朝鮮の小作慣行」刊行」『朝鮮』216, 1933年5月
 無署名 (1933b) 「(彙報) 小作令制定打合せ」『朝鮮』222, 1933年11月
 無署名 (1937) 「農地令丸呑み」『朝鮮公論』25 (3), 1937年3月

* 新聞記事

朝鮮総督府官吏・吉田正廣の経歴と業績（下）

「41年目標に刊行 県史第5巻編さん協が発足」『南日本新聞』1963年11月26日

「流行歌まで取り入れ 明治百年史年表を編集」『南日本新聞』1967年11月10日

「特色ある鹿児島明治百年史 一老学究の手で近く出版」『鹿児島新報』1967年12月2日

「新刊紹介 読んで楽しい年代 「鹿児島明治百年史年表」」『鹿児島新報』1968年3月11日